

刑 政

大正十二年十二月十五日發行
第一卷第一號

刑務協會發行

第參拾六卷 第壹拾號



徳の行刑

詔書

首相告諭

刑務所被害撮影

關東大震災火災の概況
刑務所被害狀況

- 小菅刑務所
- 市谷刑務所
- 豊多摩刑務所
- 巢鴨刑務所
- 横濱刑務所
- 浦和刑務所
- 千葉刑務所
- 水戸刑務所
- 甲府刑務所

刑政前號目次

- 静岡刑務所
- 小田原少年刑務所
- 川越少年刑務所
- 行刑局長告諭
- 解放記……………正木亮
- 小菅刑務所震災の程度應急措置收禁者の状態……………
……………小菅刑務所長 有馬四郎助
- 甲府刑務所の震災狀況追報……………刑務所報……………
……………辯護士 大澤 眞吉
- 四刑務所大震災記……………輔成會囑託……………
……………教師 土倉 是空
- 啁啞の感……………本會主事 伊藤次郎
- 偶感……………近藤 亮雅
- 震災雜觀……………伊藤生
- その日……………
- 叙任……………勅令訓令通牒……………彙報……………會報

女性性犯人のそと改の善

性の異りから来る女子の犯罪に對しては特別の研究を必要とする。殊に近來社會現象が女子に多くの影響をもたらしに至りたるが故に從來の女性犯罪原因の對象としたる性的及戀愛生活、袖愛、淫華等の内的原因は更に或は誘惑により萬引或は窮貧による嬰兒殺或は男にだまされて淫賣婦に身を落すが如き所謂外的原因、換言すれば社會的原因が加はりて女子の犯罪は漸次複雑となつたのである。然るに拘はらず現今の我が刑事政策家や犯罪心理學者や犯罪社會學者の間に女子に對する特別の研究あるを聽かず、従つて女子の受刑者に對する行刑も亦極めて形式的たるを免れない。

茲に於て本協會は敢て一の主張を爲さんとするものである。苟も女子刑務所に職を奉ずるものはよく女受刑者の右内外犯罪原因を探究し而して之によつて刑務所生活を改善せよ。然らずんば女子に對する刑罰は僅に社會隔離そのものとなり、他の一大要件たる改善目的は竟に水泡に歸するに至るであらう。

(此の主張を「刑務所生活より来る婦人の型」の著者ライオンホルド・スタデ氏に)



詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ遺訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ變災ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚々大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツチャ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實効ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健

ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政 名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣
各省大臣

刑 政 第參拾六卷第拾壹號目次

女性犯人と其改善

卷頭言

受刑者の美しき心……………(四九)

詔 書

口 繪

日本固有の假出獄制度と發生の起源……………(五〇)

寫 眞

口 繪

常識の泉……………(五一)

社會的教化の新傾向……………**檢 事 正 木 亮(五)**

行刑統計……………(五二)

法治に就いて……………**司法大臣 平沼騏一郎(二)**

叙任……………勅令通牒

弱年受刑者の處遇……………**豊多摩 寺崎 勝三(一九)**

輔成會より被害保護會に助成金交付

北海道樺太に於ける刑務所教護の創始……………

廣島刑務所尾道支所入佛式概況

教護師……………**小笠原 覚雄(五)**

熊本刑務所收容死亡者追悼會概況

合衆國フロリダ州のステート・フワーム……………**野 尻 生(二八)**

朝鮮刑務所長會議

行刑局に於ける救護狀況……………(三三)

會 報

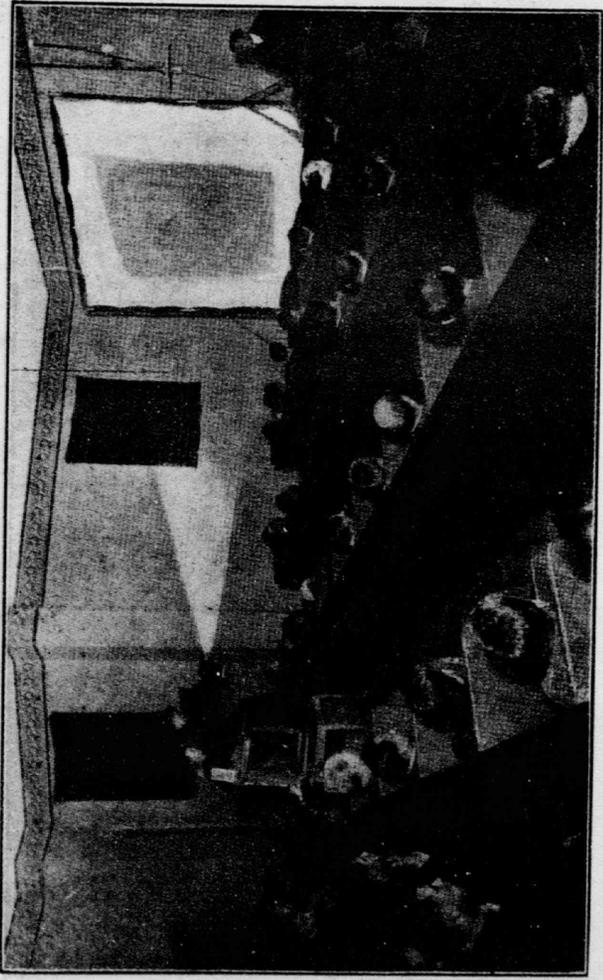
刑務所震災調査會設置

香川又二郎氏の理事就職

教化用活動寫眞刑務所巡回映寫

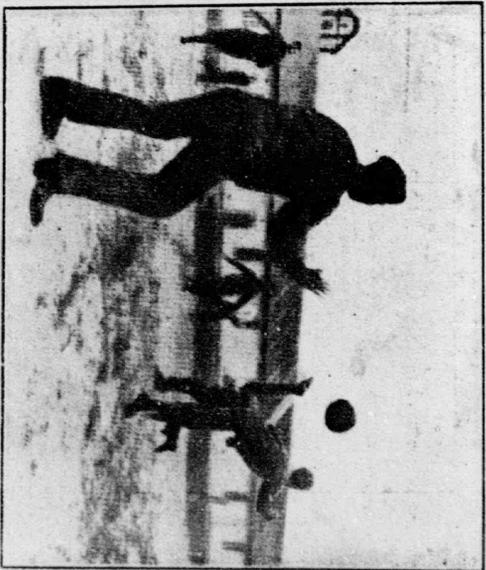
會 報

此の寫眞は受刑者の教化を目的とするものにて懲罰會の協賛を経たるものなり。ハムアルク刑務所の現在收容者は四千人、所長はクリスチャン、コツホ氏なり。



獨逸ハムアルク刑務所内に於て行へる活動寫眞

内所務刑るけ於に日の後最のヲ業就 (左)
ラトスケーオの
る鳴し歌を日曜日ニリ終の業奏が誰の會教の内所務刑



蹴球蹴の後丁終業作 (右)
るあでのるすとの目的をとこるすに新法を神心の刑受はれこ

論

説

社會的教化の新傾向

正 木 亮

本年夏獨逸のベルリン、イルストリート新聞は受刑者の教化といふ題名のもとに本城巻頭の挿畫の外に果樹園現代的な工場及び女子の遊戯を紹介して居る。余は戦後最も疲弊困憊して居る獨逸に於て如斯き受刑者の新式教化の行はるゝを見て我が國從來の教誨教育が文化の隆盛を來しつつある日本に於て少くとも社會思潮に順應せられなければならぬといふ感じを深くしたのである。殊に説の適否は別として刑務官の間にも亦一部の學者の間にも於ても刑罰は教育であるといふ思想が芽ばえて來た今日に於て既に幾十年同守られ來つた刑罰執行方法を今尙墨守することはあまりに保守的であると謂はねばならない。

前示イルストリート新聞は掲げて曰く「刑罰執行の改正問題は犯罪の増加の結果盛んになつて居る、獨逸國會も亦刑罰執行の統一に關する法規草案の討議に際し此の點に着眼した。茲に於て最も近代の原則に従つて行ひつつあるフニールスピュツテル刑務所の寫眞を公表することは趣味のあることである」と。右新聞の所謂最も近代の原則に従へ

—(6)—

るものとは本號に掲ぐる如き教化方法を指すものである。保守的な刑罰論者は活動寫眞やフトボールやオーケストラが刑務所内に於て行はるゝことを奇異の感を以て迎えるであらう。過去に於て犯罪をなしたものが何等償ふことなしに反て如斯處遇を受くることは被害者に比較して厚きに過ぐることを非難するであらう。されど吾々は既に過去に於て極めて反時代的な刑罰執行が反て受刑者を墮落せしむることを學んだことは何人も認むるところである。「自由の世界に出すには自由を與へよ」との格言を全然無視した從來の自由刑執行が刑務所と社會とのあまりに隔りが大きい爲めに釋放者を自暴自棄せしめたことは監獄學者の異口同音であつた。而して此の弊害を矯めんとして創始せられたるものに所謂中間刑務所 *Zwischenschalt, Intermidiate prison* 四人自治制 *Interself-government* 及び名譽制 *Honor system* 等がある。

今此等の近代的行刑制度と昔の沈黙制とを比較せよ。前者が社會の成り行きを度外視し只管精神的改善のみによらんとした點に於て後者のなだらかな執行方法に劣ること大なるを見るのである。世俗に「腹が減つては戦さが出来ぬ」といふことがあるが社會の成り行きといふ食糧を與へなければ受刑者達はいざ釋放されても腹が減つて普通社會に伍することが出来ぬことは當然である。乃ち此の社會の成り行きといふ食糧を加味したる制度が右述べた新しい三個の制度である。

されば右三つの制度の何れによらずとも前述述べた活動寫眞やフトボールやオーケストラの如きものが單なる娛樂として刑務所内に行はるるものなりと見ることは極めて皮相の見解であつて外國の人情風俗の下に於てはそれ釋放後に眞面目な人間になる様にす受刑者の食糧である。換言すれば從來の教誨 *Lehrjahre* が根本方針とする様な宗教的改善のみにては營養量が足らぬ爲めに更に更に社會的教育といふ副食物となる譯である。

此の意味に於て獨乙國が活動寫眞又は幻燈の利用を許せることは同國一九二一年の行刑規則第一章第百二條第十三

項に「規則教育ノ他ニ『フィルム』ヲ應用シ得ル教育的演說ノ設備ヲ爲シ一般ノ教育目的ニ添ハシムヘシ」とあり我國に於ては大正十一年十月十三日司法省行刑局行甲第一、五二六號を以て精神修養を口頭教誨文書教誨及び活動其の他に依る教誨に分ち活動寫眞は修養の目的を以て之を行ふこととして居る。而して右二者が從來の教誨に一般に娛樂視せらるる活動寫眞を加へたることは從來の教誨そのものが單に米麥に過ぎずして活動寫眞そのものが副菜の關係に立ち兩者相俟つに非ざれば改善の實を擧ぐるに難しとの觀念を明にしなければ近代的教化として之を首肯するに難いのである。

二

前示新聞は右述べた如き教化に立ち至つた理由として社會と犯罪者とを融和させようとする新しい刑罰思想は受刑者の身體や精神の糧食として生産力ある仕事を教えたり又種々なる教育方法で之を感化し再び立派な自由労働者 *freie Arbeiter* に仕上げ、單に被害者側の復讐感 *Rachegefühl* を満足させるに過ぎない様な潰罪感念に代へようとする社會思想になつて來たのである。故に身體を強壯にすることに出来る丈けの注意を拂ひ、教育時間や講演や、圖書館や音樂による教育や屋外作業は受刑者を感化致養する目的に用ゐるのであると陳べて居る。此の説明を一言にして盡せば近代の刑罰觀は應報に非ずして社會復歸そのものだといふことになる。フオン、ジヒアト典獄 *von Zehner* が刑罰の目的は累犯の豫防にありといつて居るが二者の刑罰觀を綜合考覈すれば受刑者の社會復歸の方法として前述の如き教化方法が行はるるに至つた経路は自ら明かになるであらう。

成る程被害者の立場より見れば刑務所で活動寫眞を見せたり遊戯をさせることが如何にも寛大過ぎると思はるること勿論である、されど多くの有期受刑者が何等改善せらるることなく社會に出さるるならば社會は之によつて脅威を受くること甚大でなければならぬ。然らば例令教化方法に藥學的氣分が伴ふともその方法が他の何れの教化方法よりも改善に資するならばその方法は刑の目的に添ふものなりと見なければならぬ。而して近代の思想が活動寫眞を以て他の何

—(7)—

—(8)—

れの教誨方法よりも感興多く且受刑者の改善に效果ありと認めて居ると観ふことが出来るのは大正十一年五月十三日監甲第六六八號監獄局長通牒中に活動寫眞は單調なる獄中生活者に取り殊に其の感興を惹起し印象深甚なるもの有之従つて寫眞の適否は觀覽者の教化に影響尠少ならずと史料致候云々とありてフィルムを選択を以て娛樂的氣分の制限をなし教化の效果多きを認めて居る。之蓋し我が行刑局がいたづらに新式教化の奇を好むものに非ずして斯くすることが最も有效なる教化方法なりとの世想を鑑み余の所謂受刑者の糧食と認めたるに他ならぬ。

余は未だ刑務所は學校の寄宿舎であるといふ程極端な執行觀念に左右されて居るものではない。然し乍らもつとよい刑務所に代る丈の刑罰方法が案出されるならば刑務所はなくなつて宜敷いといふ思想は常に之を抱いて居るものであるからゲルランドの謂つた様に社會思想が刑罰執行作用を左右することは之に賛同しなければならぬ。従つて今日の世想が最早從來の僧侶の宗教的教誨に飽足らなくなつて現實的な教化を施すことを望むに至つたことを確信する余としてはフィルム教誨の如き現代的教化資料を取入れた我が行刑局は勿論獨逸の新草案は刑罰執行觀念に極めて寛濶であり又世想を代表しなければならぬ機關としての公平を表はしたものと推賞しなければならぬ。何となれば若も執行が世想によるべきものでないとして教誨の鼻祖カール、バルモイス(一五八四年)時代の教誨その儘を維持したりと假定せよ社會は執行機關の不明を謗り人道主義者は必ずその非を反撃するに至るであらう。されば執行機關としては社會の思想に先立つても不可又後れるも不可なること勿論である。

三

今日社會的教化の新傾向として顯はれ來つたものには前述の如き活動寫眞、各種の遊戯、新聞雜誌の講讀等がある。而して獨逸や北米合衆國に於ては既にその何れもが行はれ我が國に於ては活動寫眞と雜誌の講讀が許さるるに至つた。

此等に對し社會に果して如斯なる眼を以つて居るか。前述の如く獨逸の新聞は之を以てゾチアーレル、グダングケ即ち社會思想だといひ我が國が活動寫眞を實施した當時東都二三の新聞は之に同感して居つたのみならず敢てその非を訴ふる者なかりしは少くとも現今の日本の社會状態はその學をよしと見たるも敢て過言はあるまい。更に北米合衆國に於ける世想は如何と謂ふにフィルムは學校、會社、農村、官廳の間に盛んに用ゐられ政治家、學者教育家宗教家等何れも社會教育と重大なる關係ありと認むるのみならず教會映畫の延長として之を刑務所感化院に利用するを當然なりとしカリフォルニア長期刑務所は早くも一九一四年以來フィルム教化を創め先般我帝都のフィルム通を感動せしめたる彼の「オーバー、ザ、ヒル」即ち「丘を超えて」以下數種を觀覽せしめて大なる印象を與へ殊にそのフィルムの選擇に付ては地理、理科産業その他善良なる家庭商店工場に於ける生活状態を示すことに努めて居ると發表して居る。而して米國に於ける社會一般はそのことをよしと決して奇を好むものなりとの批評を下すものはない。之により吾々は米國に於ける世想も亦如斯新式教化を容るるに充分なりと認むることが出来るのである。

されば、世界に於ける刑務教誨に對する思想は余の所謂米麥に等しき教誨に新しき副菜を與ふべしとの新傾向を來したといふも敢て過言はないのであつて我が當局が活動寫眞の觀覽を許可したる所以のものも即ち此の新思潮を公平に判斷し以て之を實現したる點に於てその責務を盡したりと謂ふも敢て過言ではない。

然れども反面に於て殊に注意しなければならぬことは世に所謂新傾向と謂ひ新思潮といふものの中に往々その奇に走るものがないではない。即ち總て法律といひ又は制度といひ何れもその國の風俗又は習慣を離れて眞にその存在の意義を有するものはないのであるから殊に行刑制度に於ても亦よく此の點に考慮しなければならぬ。夫のルダラス、ブライスがアイルランド式の間刑務所を評してそれはアイルランドの歴史と風俗習慣の上には適當であるがイングランドの歴史や民情には添はないといつて中間刑務所の成立を反對して居るが如き例へ歐米に於て一般に認めらるる新傾向なり

—(9)—

と雖も我が國情や風俗習慣に適合せざるときは之を採用すべきものでないことは勿論である。此の意味に於て本號挿畫にある如きフットボールやオーケストラの如きは我が國現在に於てはその風俗習慣がないのであつて而も之を爲さしめることが拘禁生活と社會との激しき隔りを寛和するに效果少きが故に直ちに之を取入れることは不可である。要するに余が社會的教化として活動寫眞や雜誌を講讀せしめることを贊同する所以のものはそのことが既に我が國情や風俗習慣として一般に認められ之による教化が拘禁生活と社會の間隔を寛和するに效果ありと認むるが故である。故に余は右二者に限らず此の目的に添ふ他の新式教化方法ありとすれば勿論之を採用せらるべきことを主張すると同時に右二者が此の目的を離れて單純なる娛樂としてのみ用ゐらるることは何等意味を爲さざるものとして之を受入れることを得ざるものである。前述したる當局のフィルム選擇上の制限も結局茲に存するものと見ることが出来る。

四

之を約言すれば行刑上の教化思想は從來の米麥主義の教誨に飽足らなくなつて更に副菜を添へんとする社會的教化思想の時代を劃するに至つたのである。而してその社會的教化方法として或は活動寫眞或は音楽、遊戯等混然として提供せらるるに至つたのであるがその中適當なる教化方法として採用すべき標準は受刑者の社會復歸に資するに最も効果あるもの、社會の思潮が之をよしとするもの、その國の人情風俗に合致することに着眼し個々の被害者に對する演罪感念や些々たる娛樂的氣分に對する非難に拘泥すべきものではないのである。蓋し演罪感念は既に心理強制によつて充分に價はれ娛樂も亦或程度に於て人生の向上になくはならぬ點に思ひ至れば新傾向の選擇は前三者の標準點に依據するを以て足ること自ら明かとなるのである。

資

料

法治に就て (承前)

平沼 駈 一 郎

三

法律と道徳といふものは別なものである、と法律學者は口辯のやうに言ふが、これは唯形を云ふたものである。道徳は強制が出来ない、法律は強制する、併しその實質は同じでなければならぬ。唯法律の本體は強制力である、これを以て法律の全體であると考へますれば、實行はどうでも宜い、所謂悪行も法律であるといふことになる。先刻申しました外國に於て征服に依り國家を成した所では法律といふものは矢張り自分の權力を支持するの道具になりますから、隨つて實質といふものは必ず道徳に因つたものではない、自分に都合の善い場合には所謂道に反して、道徳と抵牾致したものを以て法律としてこれを強制したといふ事例がある。それではいけない。徳が本にならなければならぬ。道が法律の大本とならなければならぬのであります。古の言葉は徳は治を致すの本なり、法は徳を助くるの具なり、と云つて居ります。これは即ち明白にこの事を現はした言葉であります。

この事たるや今日では是迄の法律観念を改めるのであるやうに申しませぬけれども、併しその實は我帝國に於て猶ほ古へから存在して居る所の觀念でありまして、古今に於て相違はないのであります。我國に於きましては政治は徳治である。畏れ多いことではありますが、三種の神器は天祖が子孫に御授けになりました以来、御歴代これを繼承なされます。千萬世これは變ることはないといふことは現に皇室典範にも明記致してあることとございませぬ。この三種の神器の徳は所謂智仁勇、源の親房はこれを智仁勇と唱へて居ります。唯徳と申しましても分析致しますれば色々變つた意味も出ませう、即ち一方だけで見ますと、色々又説明の方法も變りませうが、併しその全體を述べますれば、酒親房公の言はれました智仁勇といふことに歸するやうであります。宗の司馬溫公は仁君の徳は仁明風と斯う申した居ります。これは即ち同一のことを言ひ現はしたのであります。今日申しますやうに強制とか權力とかいふものを本體に致しますのは、要するにこれは本末を顛倒したやり方である。それでこれから法律を運用して行く人々はこの事をよく頭に入れて居つて貰はなければならぬ。即ちこれ迄人の言ふて居ります所の法律観念といふものは唯一方に偏して全體を現したものでない、この觀念は今日以後は變らなければならぬ。又實際變りつゝあるのであります。而かも我帝國に於きましては所謂徳を以て治める、法律はこれを助くるの具であるといふことは、古へから徹底した觀念であります。今日と雖もこれは決して動いては居らない。唯外國で發達致しました法律観念が傳來致したものでありますから、一時この法律家の中に間違つた考が起つたのであると思ふのであります。

所で吾々御同様の任務になつて居りまする刑罰法令の運用、刑罰法規はこれは法律の一種に違ひないが、これを運用する上に於きまして、是迄申述べました觀念を頭に入れて置かねければ相成らぬことと考へる。斯く言ふと最も強制といふ觀念が主たるものであるやうに、皮相の見を以てすれば思はれるのである。もとより強制は刑の要素には相違ありませんが、併し刑に於ても猶ほ強制のみを以てその全體を現はすといふことは間違であります。刑罰法令の運用は申上

ける迄もなく、訴追、審判、刑の執行、斯う分れますが、先づ訴追を致しまするには捜査をせなければならぬ、捜査をした上で愈々検事が起訴を致しますれば、審判の手續に進入りまして、豫審公判に於て取調をせなければならぬ。公判に於て愈々有罪の裁判が下れば、これの實行をせなければならぬ。その實行の主要なるものは刑務所に於ける所の自由刑の執行であります。形の上で申しますれば、總てこれは強制、人を捕縛する、拘置監に收容する、豫審公判にこれを引つ張り出して訊問する、形の上では強制たることは明かである。又強制をしなければその目的は達することは出来なけれども、刑を用ふるの目的、大本はどこにあるか、形は強制であるけれども、その根本になりますものは唯今申しました所謂徳である。徳を以て國家を治めるために刑が必要である。道を天下に弘めるために刑が必要である。これが大目的、外國の政治家は自分に都合の悪いものは牢にたゞき込む、殺す、刑罰の範圍に於てこれを行ふの事例は澤山ありますが、これは刑法の運用の眞の目的でないことは明かであります。我邦に於きましても武家が政を執つて居りました時代には、随分各藩に於てもさういふ事例もあつた。併しこれは所謂霸道に屬するもので、王道に於ては決して斯様なことはない。我皇國に於ては一時覇者が政治を執つて居りました時代には、支那歐羅巴同様のこともありましたが、併し直接皇室に於て政治をなされて居ります時代には、斯様なことは決してありませぬ。この事をよく腹に入れますぬと刑法の運用といふものは間違つて参るのであります。

來年の一月から實施になりまする刑事訴訟法、これは形に於て在來の刑事訴訟法と變つたことはありませぬが、併しこれを制定するに方しましては唯今申しました法律の根本觀念は宜く腹に入れて制定になつて居るのであります。この大精神といふものが矢張り刑事訴訟法の眞髓であると申さなければならぬのであります。先づ檢察事務、裁判事務、又刑の執行に關する規定に於きまして色々條文がありますが、是迄と變つて居る條文の理由を探ねて見ますと、その點に歸着するものが多いのであります。これはよく刑事訴訟法を讀む人は玩味して貰はなければならませぬ。例を舉げ

て見ますれば、未決拘留などを餘り長くしてはいけない、必要のないのに人を拘留してはならぬ。人の身體を捜査するには斯ういふ方法に依らなければならぬ。刑事被告人を侮辱してはならぬ。斯ういふ種類の條文があります。これは如何にもやかましく世間で言ふから拵へたのではない。一體政治といふものはさうなければならぬ。必要のないのに人を拘留致したり、又刑事被告人に侮辱を加へるとかいふことは、所謂外國に於て征服に依て成り立つた國家に於て、爲政者が自分の權力を張るために致したことである。これは政治に於ては最も悪いことである。我國は昔からその主義で參つて居ります。所謂仁者民を愛する、これが政治の大本である。唯力を用ふるのは止むを得ぬから用ふる。唯仁といふても不仁の仁になつてはいけない、仁愛といふことは政治の大本であるが、唯仁愛といふて致へに背いた者がありました場合には、これに對しまして今日申しまする制裁を加へることがなければ、愛、仁を全うすることが出来ぬ。悪い者が出たならば、武力の政策を執り、人を殺したり、腕力で人を虐げたりする者がありますが、これはつかまへて正すやうにしなければ一般の人は始終不安を感じなければならぬ。所謂武を用ふる、力を用ゐるといふことは仁愛を全うするにはどうしても必要である、この事は大切でありますが、根本の趣意は矢張り民を愛するといふことにならなければならぬ。それから又他の例を申しますれば、刑の執行のことに就きましても、養親の制度も今度設けられて居ります。これは即ち刑務所に遣入つて居る者と雖も、親に孝養をつくすためには刑の執行を特に猶豫する精神である。これも矢張り人道を完ふることが理由になつて居るのであります。例を擧げますれば其他にもございませうが、その精神のある所をよく玩味致しまして、今度の刑事訴訟法は所謂徳治を本にして居るといふことに着眼せなければならぬのであります。他日自由刑の執行に關する法規も改正になるであらうと考へますが、その際にも兎に角この趣意を以て制定せられることであらうと考へます。



刑の執行に關しましてその本を忘れぬやうにせなければならぬことは勿論であります、そのことに就きまして深く注意をせなければならぬことがございします。無論自由刑の執行といふことは人を壓制するといふ意味でないことは明かである。所謂正義人道を完ふするために止むを得ず刑務所にこれを繋ぐのであります。第一これを拘引する、一體それはどういふ必要があるのか、或は一般豫防とか、特別豫防とかいふことを申しますが、是等に對しましても要するに正義人道を完ふするために必要なことである。刑務所に遣入ります者は多數は良くない、良民に害があるからこれに刑を加へて刑務所に繋ぐのであります。一面に於ては一般の人の保護といふことをよく考へなければならぬ。或は刑の長短に就きまして、そんなに長く入れる必要はない、斯ういふことをよく申します。それは長過ぎる刑もあるけれども、これは唯受刑者のみから考へまして、短い、長い、重い、軽い、のといふ譯にはいかぬ。所謂一般豫防の點から考へまして、刑の長短輕重を裁判所が定めます。兎に刑務所の事務を執つて居りますと、そのことに思ひ當らない、これはよく考へませぬと大變な間違が起るのであります。詰りこれも仁愛を完ふするためにこれに刑を加へるといふことはどうしてもなければならぬ。だから現今に於ても死刑を猶ほ存置してある。これは必要であるから存置してある。刑を受ける人を殺してしまへば感化滌善といふことは出来ぬが、これは即ち一般社會良民のために必要であるからその制度が出来て居るのであります。自由刑の執行に就ても矢張りその考は必ず一つの大切な要素として存在して居るといふことをよく考へなければならぬ。唯受刑者のみの方面から考へまして、萬事を決せむとすると、突に非常な間隔齟齬が起ります。これは第一に注意せなければならぬ。

それから次は受刑者に對する處遇のことであります。これは最も仁愛の觀念を基礎とせなければならぬことは言を俵たぬことであります。詰り受刑者といふ者はその環境から來りました種々の影響に依りまして犯罪を行ふに至つた者で極めて憐むべきものである。人は生れながらにして道を具へて居る。所謂天性の徳といふものは總てこれを具有して居るものである。唯教育を受けて居りませぬためにこれを明かにすることは出来ぬ。これを磨くことが出来ぬ。物慾のたみに覆はれて遂に惡事を働くに至る、即ち環境から來る所の影響であつて、先天的の惡人はありはしない、先天的の惡人なら人でない、詰り環境のために斯の如き憐むべき境涯に至つたのであるといふことを深く考へなければならぬ。果して然る以上は所謂仁愛を以てこれに臨むことが大切である、我國に於ける所の政治の大本即ち徳を以て治めるといふことから論じまして、これは當然の結果であります。刑の執行に就きましてもこのことを何處までも土臺として行かなければならぬことは勿論であらうと思ふ。これがために最も大切なることは先刻も申しました通り、人を導くには唯口で言ふて聞かせたのではない。己が實行をして、所謂躬行實踐の法に依て人を導くことと申すべからぬ。受刑者に對して、朝から晩までお前善いことをせよ、惡いことをしてはいかぬ、刑務所を出て再び惡いことをするな、こんなことを幾ら言ふて聞かした所が徹底をしない、實行の上にこれを示すのが千萬遍講釋をするよりもよいか受刑者に對しては偉大な効果のあるものでございます。實踐躬行に依らずして徳を以て人を導くといふことは到底出来ませぬ。歷朝我皇に於きまして徳を以て政治をなさるのには總て實踐躬行であります。御歴代の御盛徳のことは皆さんもよく御承知のことであらうと考へますから一々は申しませぬが、總て左様でございます。吾々法律運用の任に當ります者が何處迄もこの大御心を體しまして事に従はなければ相成りませぬ。刑務所に於きまして受刑者に對する事柄もこれをどこ迄も土臺と致さなければならぬことは勿論であります。

所で唯仁愛と申しますると性れ易い、可愛がるには相違ないが、所謂老婆が小兒を可愛がるやうな可愛いがり方ではいけません。徳といふものに智仁勇の三徳があることは先刻申上げた。畏れながら我國に於きましてはこれは三種の神器に偶せられて居るといふことを申しましたが、詰りこれが大切である。唯分けて仁と申しますれば所謂民を養ふ、これを刑務所に置いて受刑者の處遇に就て申しますればどこ迄もこれを愛して行くといふことであります。併ながらこれには勇と申しまするか或は武と申しますか、これが伴はなければならぬ。仁には必ず武が伴はなければならぬ。唯可愛がるといふばかりでなく、背いた場合にはこれを制するといふことが大切である。これが伴はなければ、本當の仁愛といふものではない。次に智でありますが、智といへば明であります。これが伴はなければ、本當の仁愛ればならぬ。賢愚を分ち、是非を辨ずるといふことがこれである。こちらに明があらまぬと間違が起る。悪い者を善い者と思つたり、善い者を悪いと思つたりする。これは不明である。明かにその辨別が出来ぬければ決して仁愛の趣意を完ふすることは出来ないであります。こちらに私心がありますと是非の辨別が間違つて來るのであります。これは極めて大切なことであります。殊に受刑者などに對しましてはこのことは大切であります。奸惑は才能はず、法移す能はず、これなどは最も心得て置かぬといかぬのであります。随分悪い者は表面はおとなしい、人の弱點を見ることは上手であります。こちらに私心があるといふことは強い弱點であります。是等は受刑者の利巧な者になれば最もよく分る彼の境涯に居りますと猶よく分る。これを間違ひますると所謂不明に陥る。さうして左程悪くないのに悪く思ふ。これは刑務所ばかりではありませぬ(檢察事務でも、裁判事務でも大切である。所謂智仁勇の三徳といふものを分り易く言へば、何處迄も可愛がつて、仁愛を以て臨まなければならぬ。併しこれに加へるに、こちらに嚴手として犯すべからざる所がなければならぬ。次によく是非辨別して、こちらの私心のために間違の起らぬやうにすることが最も大切であらうと思ひます。

現今刑務所に關する法規等に於きまして、囚人の處遇に關する種々の規則が出来て居ります。併しこれは皆形の上で

五

遵奉致さなければならぬが、それだけでは唯形式上刑罰を執行するといふとに止まり、實質に思ひ到らぬのであります。これを要するに現今の法律觀念といふものは、洵に形式に囚はれまして、その實質に思ひ到ることは少ない。随つて法律の要素を権力とか、強制とかいふことに致しまして、所謂法治といふことは強制を以て主要の要素とするに至つたのでございます。併しこの事は全然間違ではないけれども、全體を表示したものではない。唯その一局部を見てこれを言ひ現した言葉に過ぎない。法律全體、法治の全體に、所謂大本に遡つて徳治が本である。法律の實質はどこ迄も道德、道である。これを運用する者もその心得を以て致さなければならぬ。我國に於ては古來そのことに少しも誤りはない。唯歐羅巴傳來の法律觀念、而かも全體を現はして居らぬ所の法律觀念を襲踏致しました爲めに、現今の狀態に於てはその點に於て遺憾ながら各方面に間違が起る。今日は法律觀念の革新の時機であります。東西とも左様であります。この革新の時機に當りましては倍々吾々は互に切嗟致しまして、正に復へるといふ必掛がなければならぬ。この正に復へるといふことは我國に於ける所の古來の道である。即ちこれに復へるのである。新しい觀念は結構であります。所謂正しい觀念でなければならぬ。正しい觀念は前にも申します通り、所謂正に復へる、正に復へるのは本に復へる、一千年三千年といふ古へに復へることが正しい道が多いのであります。そのことを知らずして何人でも新しいものが宜しいと考へるのが大變な間違であります。人は兎角新奇を好むのであります。唯薰翁を分たずして新奇に赴くといふことになりますと、非常な間違つたことになります。よく正邪を分ちまして、正しい所に復へるといふことを心掛けさしたならば決して間違は起らぬのであります。所謂新しいといふことを本當に學問をした人から考へますと古いことに多い。現今の法律觀念の革新といふのも詰り本に復へるといふことになるのであります。このことをよく皆さんに御承知を願ひたいと思つて、今日諸君の聽聽を煩はしました次第であります。(完)……(文實記者)

弱年受刑者の處遇 (其の二)

寺崎 勝治

九 教養感化

受刑者の教養感化は即ち拘禁生活者の教育に外ならぬ。拘禁生活者と云ふのは科刑の實現として住居の自由、飲食の自由、衣服の自由、交際の自由、活動の自由、性交の自由を制限されたもの生活狀態を指稱するものであつて、教化と云ふのは法律的規範——命令禁止を遵守しない反動として刑罰を科せられたと云ふことを自覺させてさうして反省悔悟を促すと同時に、現代社會生活に適應して行くだけに善導してやらなければならぬ。其の善導教育に關する一切の行為を包括して刑務教育とか、受刑者の教養感化と云ひ得るだらうと思ふ。

拘禁生活者の教養は自由生活者に對する教育に比較して多くの制限あるのは洵に已むを得ないことであるが、教育其のもの本質に於て何等の差異もないと信ずる。
受刑者教育に關して重なる項目は下の如くである。

【一、道德教育】

道德は人間行為の規範である。正邪善惡を判斷し、正善は速に之れを行ひ邪惡は之れを排斥する習慣を固定させるのが即ち道德的品性の陶冶であつて、道德教育の主眼とする點は茲に存するのである。由來道德教育に就いては學者其の

見るところを異にして居る。二三の學說を擧ぐれば
 一、功利説と嚴肅説は其の一である。功利説は人の功利的動機に訴へて賞罰の手段を利用しやうとし、嚴肅説は之れを排斥し善のために善を行はしめなければならぬと主張するのである。

二、積極説と消極説は其の二である。積極説は精神を純潔にするため本能的行動を抑壓するのである。積極説は本能の作用を指導し之れを抑壓しないで轉換させてさうして不良なる活動を善良なる行動に代らしめやうとする説である。

三、主知説と主情説は其の三である。主知説は道德的知識を重視するものであつて原理原則を過重するのである。主情説は主知説の形式を偏重して抽象に陥ることに反對して感情に重きを置き、其の陶冶を重しとする説である。

私は以上の三説を折衷して差支ないと思ふ。

道德教育に關聯して閉却の出来ないのは感情のことである。正邪善惡の判断は知の作用である。愛善憎惡は情の作用である。惡を排斥し善を斷行するは意の作用である。けれども三者は相互關聯して離るべからざるものである。が、最も大なる偉力は感情にして、吾人の意思を變轉左右することが甚だ多いのである。感情の爲めに智識の光明は隠蔽され壓倒されることは屢々見聞する處である。私が茲に感情と云ふのは大要左の如きものを指したものである。

- 一、利己的感情 恐怖、憤怒の如きものである。
- 二、社會的感情 愛情同情の如きものである。
- 三、知能的感情 不知の事に遭遇し驚異の情を起す疑問を解決しやうとする情緒である。
- 四、審美感情 美的判断とか美的興味の如きものである。
- 五、道德感情 善は爲すべく惡は爲すべからずと云ふ義務感情である。
- 六、宗教感情 歸依信仰の感情である。道德教育の目的を達成するため、高尚優美なる感情の所有者たらしむべく善

導するのが最も策の得たるものである。

道德教育に關して是非とも論究して置かなければならないことは調育問題である。調育問題に就いては見解を異にするものがある。調育とは道德的意思及び道德的感情の開發なりと云ふを通説とする。

教育學上教授は主として知識の開發、養護は身體の鍛練、管理は規則の勵行であつて、訓練は道德感情の圓滿と道德の遂行とに關する作業——一定の目的を有する心身の活動なるが故に結局實行を最終目的とするのである。要するに惡を斥け善を行はしむるに在るからして、不良なる弱年者の教育に付ては特別の注意を拂はねばならぬ。

【一、教育の主義】

教育の主義として考慮しなければならぬものは國民教育の思想、經濟教育の思想であると思ふ。國民教育の思想を高唱したるものは獨逸「ミユツヘン」市役所教育課長「クルシユエンシユタイネル」である。其の學說の要領は左の如くである。

- 一、文化的國家の一員として人格を完成し獨立にして調和あり、自由(倫理的)なる人格者——國民を作るに在る。
- 二、國民的人格は國家の本質、理想、任務、政治、公民等に關する理解識見を内容とするのである。
- 三、愛國犠牲協同勤勞、自制、責任の諸徳を有し意思堅固なる人格を作らなければならぬ。
- 四、經濟的能率の高き人格を作るため實學教育職業教育を施さねばならぬ。
- 五、人格を陶冶するため勤勞作業主義の教授をしなければならぬ。
- 六、強健なる體力の所有者でなければならぬ。

吾人は多くの教育學說中右の學說が一番完全であると思ふが故に、其の思想の全部又は一部を取入れて見たいと思ふ。それから經濟教育の思想は實生活の基礎を作るために勤勞の要素を取入れて實生活の準備を爲さしめ、自立活動の

精神を練磨させることを主眼とするのである。此の要求に適するものは經濟生活教育、職業教育、勤勞教育の思想にして、
主知主義の反動、形式陶冶に反對するものであつて、さうして現代生活の要求として生活の準備教育、生活其のもの、
教育をしなければならぬと云ふ思想である。此の教育主義も全部又は一部を取り入れて見たいと思ふ。

【三】性的教育

性的教育の目的——婚姻は一生の大事であつて、受胎産兒の神聖なることを理解させることが此の教育の目的とする
ところである。

(一)此教育を爲すべしとの説

(イ)父母に於て教示すべしとの説

「スタンレーホール」は女子に對しては母、男子に對しては父が教示すべきものであつて、父母の特別義務である。其
の教示を爲すに當り雅正周到なる言語を以て露骨にならぬやう野卑にならぬやうに説明すべきであると云つて居る。

(ロ)醫師に於て教育すべしとの説

某教授は

一、有害なる感傷的小説を讀ませないこと

二、生殖に關する智識を授け高尚なる裸體美を鑑賞することに依つて野卑なる空想を洗濯させること

三、純潔なる感情を養成させることを主要方法と爲すべしと主張して居る。

(二)性慾は人生の秘事であるから秘密にすべしとの説

千八百九十年「ハル」道徳會議は秘密主義を採用すると云ふ決議をしたのである。

吾人は性教育を爲すべしとの説も秘密に付すべしとの説も一部の眞理はあるが、國民性や習慣から考察して特に教育

をしない方が良いと思ふ。

【四】宗教教育

茲に宗教教育と云ふのは信仰に就いての教育である。宗教の意義を極めて嚴格に解するときは眞の意味の信仰を指す
のである。之れを今少しく寛大な解釋を採つて救済者の存在を確信する精神状態なりと解したい。吾人は或動機に依り
信仰を獲得するものであつて、殊に自己の罪惡に就いての悔恨が動機となり救済者の信仰を發心するものが少くない。
故に拘禁の身となり過去の罪惡を追想し將來を豫想し煩悶悔恨遺る方ないとき救済者を憶ふ情の切なるものがある。是
れ即ち入信の初念信仰の獲得の端緒にして、科學的信仰ではなからうけれども通俗的信仰と云ふことが出来る。彼の自
然の過程に依つて到達することの出来ない或る妙境極樂淨土又は天國に到ることを信じ又は人間を超越したる偉大なる
力を信仰し若くは自然界の勢力の妙用に對して敬虔の念を起し、次第に之れを廣くし又は之れを深くすることが出来る
而して其の指導助成は人生に極めて必要にして之れに因つて安心立命の樂境を得られるのである。此の教育に就いて信
教自由の保障を侵犯しないやうにしなければならぬ。

【五】體育

體育に就いては積極的方法として體操遊戯に依つて其の目的を達することが出来る。消極的方法としては身體精神に
有害なる行爲を避けさせなければならぬ。

一、體操は身體の各部を均齊に發達せしめ、四肢を敏活ならしめ、姿勢を矯正し、體力を増進するを目的とするもの
である。

二、遊戯に關しては或は蓄積された剩餘勢力の溢出なりと云ひ、或は勢力の回復の手段即ち休養なりと云ひ、或は無
害なる衝動の解放と云ふけれども全然相反する説ではない。

終りに唱歌に就いて一言して置きたい。唱歌の純美なる歌詞と高尚なる楽曲とは審美的感情を養ひ、日常生活に必要な趣味耐安快樂の源泉を興へ、高深なる生活をさせてさうして徳性涵養を助成し、兼ねて聴覚整正發聲の練習を目的とするものである。故に保健の一方方法として必要でもあり、又美的感情陶冶の手段としても缺くべからざるものである。

【六、自動主義の教育法】

自動主義の教育法の要領は、一、兒童をして知識を獲得する實力を養成させるため兒童の受動的學習、依頼心を排斥し指導暗示を與へるに止めなければならぬ。
二、兒童をして自ら發見し發明し工夫創作するの力を大ならしめねばならぬと云ふ主義であるからして、受刑者が依頼心を出さないやうに受動的にならないやうに、發明力創造力を十分に發揮させるやうに教養するのである。

【七、學級編成】

一の個人を他の個人から區別するところの特質を指して個性と名づけるのが教育學上の通説とするのである。古代の學者に人間天賦の個性を發揮させることを個性の教育なりと思惟したものであつて、決して個性を度外視したものでない。近來教育上高唱された個性尊重は個人的特異性を目して個性と云ふのであつて、さうして之れを充實發展完成させることを意味するものである。而して所謂學級編成は之れに基かねばならぬ。
A、學年に依つて組を分けて同一に教育し、一定の期間を経て試験を行つて進級させるのが固定的編成と云ふのである。B、學力は各異なるが故に、之れに對して適當の教育を爲すところの編成法を名づけて可動的編成と云ふのである。

甲、能力の相違あるもののみを集めて特別學級を編成する方法が其の一つである。

乙、學習期間を短くし、優秀のものを上級に入れ、又は早く卒業せしむること——短期編成も其の一つである。

丙、學級の兒童を能力に應じて多くの分團に區分し、能力高きものに多くの教材を課し、自修を多くし、教師は各分團に交互に直接教授する所謂分團的編成も亦其の方法の一つである。

各人の個性を鑑別して學級を編成することは極めて必要なことであつて、受刑者教育も之れに依らねばならぬ。弱年受刑者の教養感化に關して論議すべきことは甚だ多いのであらう、併しながらそれは教育實施上の問題に歸するのである。吾人は其の骨子とも云ふべきものに就いて論じたのである。(未完)

北海道樺太に於ける刑務所教誨の創始

小笠原覺雄

北海道集治監の教誨師問題は石澤典獄の大英臣によつて解決されたるも、明治三十一年九月六日集陽に於て、留岡幸助氏(月額二十圓)を教誨師に採用し、大谷派所屬教誨師、藤郷了澄、間野閨門、中澤亮雄の諸氏を退職せしめ、社會的大問題を惹起したが、越えて三十二年五月三日留岡氏は退職し、大谷派所屬の松貝善月、與地觀圓兩氏が即日採用され、茲にさすがの大問題も無事解決するに至つた。世人輿論の教誨師問題を知つて、北海道集治監に於ける早かりし爲めならむと思ふ。北海道の教誨創始の事蹟を陳るに因みて之を附記する所以である。

樺太刑務所は其始め札幌監獄樺太分監として開闢せられ

北海道樺太に於ける刑務所教誨の創始

しを以て、其の教誨師も木監の大石直見氏は明治四十一年三月二十三日分監勤務を命ぜられ、開墾時より教誨に従事し、爾來宗派の異動なく常に大谷派の支持である。

旭川刑務所は分監建設の始め、大正五年五月五日大谷派旭川別院輪番淺野識氏(月手當十五圓)に教誨を囑託し、更に翌年四月二日札幌本監より木南了幼氏本務として轉勤せられしに始まる。爾後終始一貫大谷派の手により教誨を施行せられ今日に至る。

監獄の分監(明治四十二年四月一日)となり、遂に大正五年八月八日出張所となる迄、大谷派の手により教誨を持続された。

舊宗谷支署も札幌の所管であつた、明治三十年十一月七日日土地の大谷派量徳寺吉田廣海氏によつて教誨開始せられ一時金剛嶺平氏と更迭せしことありしも、同氏は更に明治四十三年九月教誨を囑託せられ、大正二年五月六日宗谷出張所の廢止さるゝまで執務された特志家である。

舊根室分監は始め札幌の所屬であつた、教誨の創始不明なるも、記録に徴し明治二十五年三月二十四日淨土宗桐田達雄氏(月額十二圓)をして教誨に當らしめたに始まる。十月二十八日退職し一時缺員となり、翌年三月基督教大塚靜雄氏(月額十二圓)を採用し、二十九年五月十九日退職す。

小樽支所は、其始め札幌の出張所として開墾せられし時即ち明治四十二年六月土地の大谷派量徳寺岡崎元雄氏に教誨を囑託して開始せられた。

同年六月二十五日大谷派岡野覺心氏(月額十五圓)を採用し、故に大谷派の受持となり、官制の改正により或は函館監獄の分監(明治三十六年四月一日より)となり、或は十勝

十勝刑務所釧路支所は大正五年八月十五日根室分監を廢止して分監として開墾せられしもので、北海道集治監釧路分監とは全然別箇の刑務支所である。従つて教誨師は同年八月十四日大谷派の僧、常盤隆澄氏(月手當十五圓)を囑託

教誨師として採用せられしに始まる。

最近開墾せられし函館の汐見町、札幌の大迪、網走の二見ヶ岡の支所、並に札幌の岩見澤、室蘭、旭川の名寄、十勝の根室の各出張所に關する分は記述を省略する。

任重くして職に耐へざることを當に感ずる餘り、本文を草して、其の當時より現在刑務教誨に従事せらるゝ先輩並に同僚各位に對し感謝し、且つ指導を仰がんと希求する一人である。

當時教誨従事者は、畢生の努力と渾身の勇氣を以て、開拓されし教田なる事を追憶し、之を繼承する吾人は、其の

最後ながら關係各位は昔物語として、一笑に附せられんことを重ねて希ふところである。尙各位の御健康を念じて此の稿を畢る。

合衆國でコロシム限メーホーイのスマーグ・マーマー

北海道樺太に於ける刑務所教誨の創始

海外時報

合衆國フロリダ州レーホードのステート・フワーム

附ブリツチュ監督

野尻生譯

合衆國フロリダ州は最近まで拘留監受刑者の監外備役制 (Leaving system) を存置したるの故を以て、大方の誹議を招いてゐたけれども、之にも拘らず、一方に於ては光明な方面もあつて該州のレーホードのステート・フワーム (州立農園監) はその名譽制 (Honor system) と共に監督ブリツチュ氏の經營振りを以て殆んど "model" と稱せられつゝある。一九二一年十月二十八日より十一月三日まで該州デヤクソンビルに開催せられたるアメリカン・ブリズン・アソシエーションの周年會議に於ても有名なるブリズン・ワーカー (Prison worker) なるステインダス・ハート氏は

口を極めて監督ブリツチュ氏の經營方法を推賞し、尙會議に列席せる其他の人々もレーホードのフワームに論及し、之を以て模範刑務所とし、その名譽制をアメリカに於て企畫せられたるブリズン・ワークの最も進歩せるものの一つなりとした程である。以下述ぶる所はフロリダ・タイムズ・ステート・フワームに付き報ずる所である。ステート・フワームは一萬八千エーカーの地域を占めてゐる。州の受刑者は最初一旦はこのフワームに送られて、茲で検査されるのである。身體強壯で道路工事に堪ふるものはロード・キヤンプに送られ、強壯ならざるものはこの

ステート・フワームに收容せらるゝのである。フワームに在る四百の受刑者は悉く強壯ならざるものばかりである。

に別々のセクションに分たれてゐる。

フワームの門を入ると、左手に小さな丘の上に美しい芝生を前にして十室より成る高い二階建の監督の舎宅がある。この舎宅の傍に廳舎が立つてゐて、茲にはフワーム及び會計の帳簿と共に受刑者の記録及びその領置品が保存せられてゐる。尙車馬道を南に進めば職員白塗りのコツテージが列んでゐて其先に大きな柵がある。柵の内には四箇の木造の大ドームトリー (合宿所) があつて、各自數箇の寢室、浴室、食堂を具へてゐる。ドームトリーは凡て電燈を用ひ、大きな木造ストープがあり、換氣法は十分である。ドームトリーの一つは病院、藥局、齒科室及び手術室に充てられてゐる。女子部は白人と黒人との爲め



合衆國フロリダ州農園監に於ける受刑者の舎

農場に於ける勞働は日出より日没まで夏期は一時間半、冬期は一時間の晝休みがある。點呼前四十分起床、湯桶が鳴る。二十分宛を着装及び朝食時間に與へられる。右終りて就業、湯桶を合圖に夜警、給使、コツク、病院附きのものを除き、凡ての男受刑者は正門を出る。其處には帳簿と鉛筆とを持つたキヤブテンがゐて、一々査照して十人乃至十五人を、其日の作業命令を受けるために先着せる受刑者中の組頭に引渡すのである。組頭は引渡された人数を引率して、三マイルの半徑内で指定された耕地或は森林に赴くのである。

キヤブテンは各組の人数と各組の正午時に於ける作業區を記帳して、その作業區の餘りに遠隔の地に在りて晝食時に歸還する能はざる場合には正規の糧食自動車でデインナーを發送す

るのである。黒人の女子受刑者は別の門から耕地へ送られる。白人の女子受刑者は所内に留まり裁縫をなし、ゲームント、コート、シャツ、ズボン、シーツ、枕袋、寝衣等を製る。一人の白人の女子受刑者が白黒合せて總ての女子受刑者の取締をなし、食事の世話及び家内の掃除を指揮するのである。男子の衣服の補綴洗濯は男子の仕事で、女子は職員並びに彼等自身の衣服の洗濯をする。

監督及び管理人は騎馬にて耕地並に森林に就業せる各組の作業振りを見廻るのである。

土曜日の夜には活動寫真と音楽諸藝とが興へられる。後者は受刑者によつて演奏せられるのである。此等の娯楽には夜警の任に當るもの並びに規則違反の結果列席の特権を奪はれたるものを除き、凡ての受刑者が之に與り楽しむことを許されてゐる。日曜の午前は讀書、書き物、又は休息に費される。午後は宗教上の勤行、日曜學校及び説教に充てられてゐる。此等の勤めの終つた後には隣の都市から來るチームと受刑者との間にベースボールのマッチが行はれる。宗教上の勤行には全受刑者が招かれるけれども、決し

て強制はされないのである。獨立祭(七月四日)、感謝日(十一月最後の木曜日)及びクリスマスだけが休日と定められてゐる。此等の日には總ての作業は休止せられて、多くは日曜日のように費されるのであるが、通常活動寫真又はボードビルが興へられることになつてゐる。クリスマスには在來のキリスト降誕祭の運動遊技が行はれ、クリスマス・トリイが飾られて、受刑者は果實、キャンデー、ナツ、の袋をもらうのである。

尚レーホードのステート・ファームの實際の經營については、左の栽培記録がある。既設のものと今年度より栽培せらるべき作とを包含してゐるものである。

コーン及ビーンズ	五〇〇	エーカー
コーン及ビーナツ	一〇〇	
コーン及豌豆	一〇〇	
ビーナツ	一〇〇	
燕麥(チーツ)	一五〇	
蜀黍	一〇〇	
米	七五	

甘蔗 四二二
 Jap cane 四〇〇
 シュガー・コーン 五〇

Cow peas 一〇〇
 M. rick's grass 一五〇
 棉花 四〇

Rape 六〇
 甘薯 七五
 秣(ピース其他) 一〇〇

キャベヅ 一〇
 玉葱 一〇
 Green beans 一五

Irish potatoes 一〇
 胡瓜 二四
 西瓜 二七

トマト 一〇
 ストローベリーズ 四
 燕膏 O.K.M. 芥子等 二〇

次に掲げたるは一九二三年の三、四、五の三ヶ月間にファームから賣られた野菜物の報告である。

ストローベリー	百六十四箱(Crate)	弗 775.01.
玉葱	五百四箱	弗 874.22.
アイリッシュ・ポテト	七十三バーナ	弗 502.99.
同	六十クレツ	弗 108.65.
南瓜	九クレツ	弗 13.60.
胡瓜	八百三十七クレツ	弗 1,557.09.
キベツ	二百八十八クレツ	弗 668.72.
チシャ	千二百十籃(ハンバー)	弗 1,063.91.
純益		弗 6,784.

監督ブリツチュ氏は五年前彼の就任當時の模様及その後の改良に付て次の如く語つた。

『私はステート・ファームに到着當時行刑管理と受刑者との間に何等のコーペレーション(協調)のないのに氣付いて驚いたのである。然し此事實は古い時代の思想に在つては當然の事で、決して驚くべきことではなかつたのである。私は月曜日の晩に此處に到着して、以後一週間は單に「傍

觀に費したが、就任第一日には砲火の下を三人の逃亡者があつた。第二日には一人あつた。

「次の日四箇處のドミトリへ行つて受刑者と胸襟を開いて語つて見た。それで種々の條件並に處遇の改良を約して切に彼等のコーペレーションを勸説したのである。此の會合に列席した看守及取締はほんの少しで、それも好奇心からで、受刑者の多くのものは私を本氣とは思はず、私を下らない夢想家だと考へるものもあれば、自分達をからかつてゐるとしか思はなかつたのである。然し時の経過するに従ひ、日曜日の朝に於ける受刑者との懇談は漸く効果をもつようになつて、私は受刑者間の共同一致が段々強固になるのを感じることができた。

「二三の下級職員及ホアマン、キャンプのキャプテンさへ漸く私の計畫の誤つてゐないことと公平なことを理解して、この計畫をして有効なものたらしむべく喜んで力を合はすに至つた。受刑者側からは立處に反響があつた。何となれば正義と公平とが偏頗なく行はれるのを眼前に視たからである。私はホイッビング(管打)を廢した。看守の中に

は受刑者が横着になつて口返答をするものがあると不平を言ふものもあつた。私はこれを機として、此等の看守共にホイッビングをやらないで職務の勤まる者のみを備ふべしとの告示をした。或るものは直ぐに職を去つたが、他のものは直ぐには去らなかつたので、私は此者共に給料を支拂ふことを差止めた。九十日の後には受刑者間の共同一致は非常に強固となつて、遂に銃器の使用を廢しても差支ない程になつたのである。茲に到つて今迄は疑念を抱いてゐた職員達も私の考への眞劍だといふことを知り、受刑者もホアマンも一齊に私の下に集まつて來た。かくして吾人の名譽制は立派に進水されたのである。

「このフームのあらゆる仕事、挽材工場、發電所、鐵道から鐵工場、塗料工場、鉛管製造場、製靴工場、製糖精米工場に至るまで總て受刑者によつて仕遂げられてゐるのである。眞箇の處遇獎勵の下に在りては、受刑者は「速く、奇麗に、完全に」を標語として、相競ふて自分達の仕事を完成するものである。私の判断する所では、如何なるプラン、如何なるインステイチュウションもこれ以外の方法では充分に運用の功を奏することはできないと思ふ。善く受刑者を知つて之を信用することはこれが最も優れた方法である。』

(Literary Digest) 44th Year

行刑局に於ける震災救護狀況

一、告諭

震災地各刑務所の收容者に對し行刑局長より告諭を爲し一般の歸嚮を示し指導に力めたり(但し告諭の全文は刑政前號に掲載せるを以て茲には再掲せず)

二、警備

小倉市谷里鴨豊多摩は建造物の倒潰龜裂傾斜等被害甚大にして殊に外圍の塀を失ふところ多く拘禁の危殆なるに乘じ衆情動もすれば不穩に陥ちんとするに際し少數なる刑務官のみにては其力及ばざるを以て速に兵力の出動に依りて警備を充實すべく陸軍と協議を遂げ各百名内外の兵を駐在せしめ以て警護を完ふせり。

一面刑務官に對しても警備の實を擧ぐべき戒護の威力を増大せしむる爲陸軍に交渉して震災地刑務所に分配すべく騎銃及拳銃の保管轉換を請ひ騎銃百二十挺及彈丸空包の交付を受け之を使用携帯する看守の數に應じ左の如く配分せり

刑務所名

騎銃

實包

空包

小倉

三五

一一〇〇

八〇〇

巢鴨

六〇

一一〇〇

一、七〇〇

市谷

三〇

一、〇〇〇

八〇〇

豊多摩

三〇

八〇〇

五〇〇

行刑局に於ける救護狀況

浦	和	七〇〇	三〇〇
横	濱	一、〇〇〇	五〇〇
小	田	一〇〇	二〇〇
千	葉	二二五	一、〇〇〇
計		二、四〇〇	八、〇〇〇
			五、二〇〇

尙奉統は目下陸軍に於て或は剩餘なく交付を受け難きやも知れざるの内報に接するや直に急電を發し十勝刑務所在庫中の拳銃六十八挺を取寄せ騎銃増加の割合に依り配付せり

外辨の倒潰したる小菅眞鴨市谷豊多摩横濱及小田原の各刑務所に應急の施設として板塀又は鐵條網を繞らしむ

又市谷刑務所より責付又は拘留の必要な者百六七十名を釋放し豊多摩刑務所に收容する初犯者にして情状酌量すべく改後の情顯著にして再犯の虞なき者百餘名を假出獄せしめ小菅より五百名眞鴨より四百名横濱より四百三十名宮城前

橋秋田及名古屋の各刑務所へ移送分禁して戒護力の消極的增加を圖る

移送收容及拘禁區分の變更

震害の爲小菅眞鴨横濱刑務所共に收容設備の損壞に因り拘禁戒護上危険の状態に陥れるを以て消極的戒護力支持の爲左の通り移送をなす

一、九月六日陸海軍に交渉し横濱刑務所に於て營繕に必要な人員貴族の災厄に罹り移送を免除すべき事情ある者及獄放期の近き者を除き同月八日午前七時横濱刑務所發議子沖より軍艦夕張にて名古屋刑務所へ受刑者二百九十五名を移送せしむ此の際横濱にては戒嚴司令部より派遣したる軍隊三十二名を以て移送すべき受刑者を包圍し極めて平穩に磯子海岸に送り午前九時より約二十分餘にして軍艦への移乗を了り午前九時三十分無事移送處置を了る同日午後九時に

熱田に入港同夜十一時高木看守長並莖庵長と上陸に關する協議を遂げ翌九日午前六時母艦より驅逐艦に乘換へしめ午前七時三十分無事上陸午前八時三十分貸切電車七輛を以て千草停留所まで輸送して同所より八丁の間徒歩護送し午後

一時異狀なく名古屋刑務所へ收容手續を了す其警備狀況は護送官吏有守長二有守部長三看守六の外名古屋刑務所戒護主任外看守四十名を上陸地に派遣し尙同地憲兵隊より下士以下五名歩兵第六聯隊より將校以下二十三名縣刑事課より巡查十名市内各警察署より聯合隊として巡查六十名の警戒應援を受けたり

二、九月十四日豫め小菅眞鴨千葉前橋秋田及宮城の六刑務所へ通電口頭又は書翰に依り軍隊警察等へ警備方交渉を爲さしめ十五日にて小菅刑務所受刑者三百名を千葉刑務所へ二百名を宮城刑務所へ眞鴨刑務所受刑者二百名を前橋刑務所へ同二百名を秋田刑務所へ移送收容方訓令したり其警備程度大槪前記振合の如し

三、九月二十一日付を以て二十三日午前横濱刑務所受刑者中性向不良にして現在設備の拘禁に適せざるもの及營繕其他善後の施設に直接不必要的者の内傷病者以外の者百三十五名を軍艦夕張にて熱田港へ送り同二十四日午後二時名古屋刑務所へ收容せしむ其警備の程度前回の割合に同じ

右の通り收容人員の調節によりて戒護力を支持する手段を探りしも從來の拘禁區分にては收容設備の完全に復舊せざる内此元の收容状態へ立戻り調節の意義なきに至るべきに付臨時收容設備及作業施設の復興期に至る迄左の拘禁區分に従ふことを訓令したり

- 一、浦和前橋水戸宇都宮横濱市谷刑務所及小田原少年刑務所は千葉刑務所へ新潟及長野刑務所は甲府刑務所へ静岡岐阜名古屋及滋賀刑務所は三重刑務所へ金澤富山及福井刑務所は岡山刑務所へ其所に於て刑確定したる刑期十五年以上の男受刑者を移送せしめ十五年未満の男受刑者は各其所に於て刑執行のこと
- 二、市谷浦和千葉水戸宇都宮及前橋刑務所は從來小田原少年刑務所へ移送したる青年受刑者を川越少年刑務所へ移送

行刑局に於ける救護状況

のこと

三、職員の設定増加

震災に罹れる刑務所の消極的警備の爲一時に多数の受刑者を他に排出したる爲之を收容したる刑務所に於ては自然收容者の俄然増大したる關係上千葉刑務所へ看守二十名古屋刑務所へ看守十名を増員したり。

一面震災地に在る刑務所は各其復舊事業並警備不十分を補ふ爲震災應急費臨時警備費を以て看守長十一名看守百二十名増置せらるゝ見込なるを以て左記の通各所へ職員定員の増加を訓令する豫定なり。

刑務所名	看守長	看守	計
小菅	二	一六	一八
市谷	二	一五	一七
巢鴨	二	一六	一八
豊多摩	二	一五	一七
横濱	二	一五	一七
浦和	一	八	九
小田原	一	八	九
千葉	一	八	九
計	一一	九三	一〇四

四、戒護共助

横濱刑務所收容者の解放を始めとし其他の刑務所に於ても物的戒護の缺如に伴ひ案情の動搖等之に備ふるに戒護力の不足を感じる折柄各所より自發的に應援戒護者の派遣を申出づるもの鮮からず當局の其好意を容れたるもの左の如し

刑務所名	看守長	看守	計
青森	一	二	三
福島	一	九	一〇
宮城	一	九	一〇
盛岡	一	四	五
山形	一	四	五
計	二	二八	三〇

其他各所より看守長以下看守の差遣派遣を申出づるもの陸續として絶へざりしも種々の事情を顧み一面軍隊の援護並左の方法に因り各所長の申出を容るるの必要を認めず之を謝絶したり

即ち臨時應急の戒護用務に就かしむる爲浦和千葉水戸宇都宮前橋靜岡長野京都大阪神戸奈良滋賀和歌山三池佐賀福岡小倉大分熊本宮崎宮城福島山形盛岡秋田青森札幌網走高松高知名古屋福井富山廣島岡山松江松山及長崎の各刑務所長に對し刑務官練習生の即時上京を命じ此等を各所に部署して戒護結束を援助せしむ

當局に於て各所より派遣の應援戒護者は左の通り分布して勤務に従事せしめたり
青森刑務所應援看守部長一、看守二名を九月七日宮崎刑務所に派遣す

福岡刑務所應援看守長一、看守部長一、看守九同看守部長一、看守二を九月八日横濱刑務所へ看守長一、看守四名を九月九日同所へ派遣し、看守三名は傳令として本省に留置せしむ

行刑局に於ける救護状況

行刑局に於ける救護状況

宮城刑務所接應看守部長一看守九名は九月六日小菅刑務所へ派遣す
盛岡刑務所及盛岡少年刑務所應援看守四名は九月七日横濱刑務所へ派遣す

山形刑務所應援看守長一看守四名は看守長一を市谷刑務所へ看守四名を里鴨刑務所へ各九月七日派遣す

更に横濱刑務所受刑者に百九十五名を名古屋へ移送したる結果戒護余力を生じたるを以て福島刑務所看守長一看守九名
名の應援を解き之を以て九月十二日小田原少年刑務所へ應援として派遣せしめ更に九月二十七日横濱刑務所受刑者百三
十五名の移出に基き戒護上更に餘裕を生じたるを以て看守七名を小田原少年刑務所へ派遣せしめ福島刑務所の看守長一
名看守九名を引上げ歸所せしむ里鴨及小菅刑務所の受刑者の移出並豊多摩の假出獄執行市谷刑務所の保釋責任釋放を爲
したると同時に應援中の看守長以下看守全部を歸還せしめたり。

五、出張

被害刑務所の應急の處置施設物資配給その他の用務の爲め各方面へ行刑局長、司法書記官、司法省參事官、行刑局屬
等出張す。委細は略。

六、解放者の善後

横濱刑務所に於て九月一日解放當時の收容者は一千百三十五名のところ満期釋放者及傷病死者を除き解放したるもの

左の如し

懲役	七八名
禁錮	一名
留置	八名

勞務場留置

六名

刑事被告人

四八名

計

八二名

なり右の内法定期間内より歸還者日に隨を重ね收容者増加しつゝあるも九月七日受刑者を名古屋刑務所へ移送する都合
上約二時間に亘り神奈川縣下鶴見町より西部は市内磯子町に至る各要所に受刑者は翌八日午前六時迄の間に歸所すべき
旨を貼紙し一方戒嚴司令部に通じ右同趣旨の公告を爲さしめたり其結果既に歸所し居りたる受刑者を合せ九月八日午前
六時迄に集合したる收容者の人員は左の如し

懲役

五五四名

刑事被告人

一〇名

勞務場留置人

一名

計

五六五名

に違ふに於て其内二百九十五名の受刑者を名古屋刑務所に移送することを得たり。

其後に於ても歸還者相續き再收容上支障を生ずるに至り九月二十四日受刑者百三十五名を名古屋刑務所へ移送するに
至る

一面解放せられたる受刑者にして他の刑務所又は警察官署へ任意出頭する者又は逃走中逮捕せらるゝ者各所に頻出し
其最も多く收容したる刑務所を擧ぐれば浦和甲府静岡新潟水戸千葉宇都宮名古屋及大阪の各刑務所にして遠きは鹿児島
刑務所及朝鮮平壤刑務所に及びり仍て十月一日付各所長に對し刑務所又は警察官署へ任意出頭したる解放受刑者又は他
罪に依り收容後解放者なること發見したるときは其所へ收容して殘刑を執行すべく尙調査の必要ある者は身分維持の大

行刑局に於ける救護状況

行刑局に於ける救護状況

部分は焼失を免れたるを以て即時之を取寄せ若は指紋對照に依り人違の有無を識別する様考慮すべく尙法定期間經過後收容したる者に付ては其遅延したる事情を精査し正當の理由の有無を明かにし貴被處分に對する意見を具し報告方を命じたり事件に付ては刑事局長よりも同様此趣旨の徹底を期する爲檢事へ通達したり。

七、物資配給

罹災刑務所應急用の諸物資は交通機關の杜絶商店の業務休止の爲刑務所の手を以てしては之が供給を受くること不能の狀態に至りたるを以て臨機左に列記の措置を講じたり。

一、宇都宮刑務所をして麥百石干瓢四百貫匁を購入せしめ糧食用として黨鴨刑務所へ送付せしめたり。

一、神戸刑務所をして外國米二百石麥三百石を購入せしめ東京刑務所の糧食用に供するの見込を以て保有せしめたり

一、救護事務局に交渉し營繕用及糧食用として左の物品の分譲を受けたり

米約

千石

釘

百樽

梅干

二十樽

一、千葉刑務所より横濱刑務所へ應急用として左記物品を送付せしめたり。

(物品記載は略)

一、秋田刑務所をして秋田縣に交渉せしめ木炭一車を買入れ市谷刑務所へ送付せしめたり

一、黨鴨刑務所より横濱刑務所へ應急用として左記物品を送付せしめたり

(物品記載は略)

一、神戸刑務所より横濱刑務所へ應急用として左記物品を送付せしめたり。

(物品記載は略)

一、大阪府知事及大阪刑務所長をして鐵條網鐵線一萬四千間を購入せしめ外國用として小菅刑務所へ送付せしめたり

一、救護事務局に交渉し假建設用亞鉛板一萬九千三百三十四枚交付を受け左の通り配給せり。

小菅刑務所 一萬八百三十四枚

市谷刑務所 二千枚

豊多摩刑務所 千五百枚

黨鴨刑務所 五千枚

一、救護事務局に交渉し發送の左記假建設用木材の交付を受け小菅刑務所をして引取らしめ東京刑務所へ配給せしめたり。

一、救護事務局に交渉し横濱刑務所假建物用六百坪に對する材料の交付を受けたり。

一、神戸刑務所をして硝子板百三十四函を購入の上小菅刑務所に送付せしめたり。

一、十勝刑務所木炭成品千五百貫を横濱刑務所に送付せしめたり。

一、小菅刑務所より横濱刑務所と應急用として左記物品を送付せしめたり。(物品記載は略)

一、海軍省より天幕を借受け横濱刑務所應急用として送付せり。

一、市谷刑務所より横濱刑務所へ左記物品を送付せしめたり。

手 鉸 百 組
捕 繩 三十 筋

行刑局に於ける救護状況

行刑局に於ける救護状況

- 一、本省より横濱刑務所へ事務用として電信略符號四冊を送付せり。
- 一、看護書籍用として小菅巡鴨及豊多摩刑務所より合計千餘冊の書籍を送付せしめ尙刑務協會より同一目的を以て雜誌人百數十部及教化書籍五拾冊を送付せしむ。
- 一、豊多摩刑務所より横濱刑務所へ應急用として藥品其他衛生材料數十種を送付せしめたり。
- 一、陸軍省に交渉し東京兵器支廠より警備用として騎銃二百四十挺實包八千發空包五千二百發の交付を受け罹災地處在刑務所へ配付せり。
- 一、京都刑務所をして假建物用亞鉛板千九百枚岡山刑務所をして四百六十枚を購入せしめ市谷刑務所へ送付せしめたり。

ハ、救 恤

- 一、リズル學院長栗田仙堂に對し罹災者救護用として小菅刑務所より草履千五百足を一足代金五錢の割合にて分譲せしむ。
- 二、高知刑務所所員より饜節四十本干魚二百十七個寄贈に付罹災者其他に分配せり。
- 三、看守長以上にして震災の爲制服を失ひたる者に對する救恤に付目下大藏省へ交渉中なり。
- 四、廣く震災罹災民に對する義捐金に付各刑務所職員に於ては進で出捐を申出づる者及地方團體の募集に應募する者等頗る多し尙收容者中に於ても領置金又は領置品を以て義捐を申出づる者頗る多し此等に對しては受刑者の身分として物質上よりも學業作業に勉勵し聊かにても國力増進に資せんことを期し精神的に社會奉仕の方途に出でんことを論じたるも赤誠以て義捐せんことを切願する者あり此等に對しては釋放後生計に支障なき者及領置金の多額を有する者に付一定の標準の下に許可を與ふる方針を示し作業賞與金實高を以て義捐に充てんとする申出に對しては實與金の性質上之を許さざる方針を採る。

- 五、東京横濱兩市に於ける家屋倒壊又は火災の厄に罹りたる高等官以下其他諸員に至るまで其生死を問はず救済の目的を以て高等官二等以上俸給月割額百分の二半以上其他高等官同上百分の二以上判任官は任意として義捐金を募集したり。
- 六、行刑局罹災者に對しては局員一同月俸百分の一乃至二の割合を以て贖金し罹災者六名に對し各見舞金を贈れり。
- 七、震災後物資の供給杜絶し賄屋に於て職員一般の辨當を仕賄ふこと能はざるに至りたるを以て市谷刑務所より白米六斗五升八匁十一袋鷺鴨刑務所より同上三袋(總石數九斗一升)を本省へ送付せしめ九月五日より同月二十七日迄一人一合の割を以て賄屋に命じて炊出をなさしめ登廳の職員全般へ握りとして給與したり。

九、死體發掘並傷病者救護

震災に因り司法省管下の被害ノ最大なるものは横濱地方裁判所にして煉瓦の崩潰並火災に依り壓焼死を遂行たる者多し横濱刑務所之に亞ぐ狀況なり横濱刑務所に於ては受刑者を使役して壓死者職員二名受刑者三十八名燒死者受刑者五名を發掘し各遺族に交付の處置を採り交付の途なきものは之を茶毘に付したり横濱地方裁判所の死體發掘に付ては此に要する人夫を得るに容易ならざるを以て受刑者を使用するを適當と認め九月十三日より同月二十九日迄使用受刑者の延人員五百十七人戒護者延人員看守長十人看守部長四十名看守九十八名合計百四十八名を以て死屍百〇九體を發掘し其業了へたり發掘死體に付ては高等官以下職員並辯護士を鑑別し其處置に就ては遺族に任せ職員以外の分に付ては市役所に死體を交付したり尙負傷者に付ては横濱刑務所の重傷者五十名を出したるを特異とす此れに對しては同所

行刑局に於ける救護状況

嬉し感すると共に悠然と此の身に任すと云ふ様な氣持を感じた。解放されて外へ出た時の感じ其れは易く筆舌の盡す所でない。是れで命拾ひをした助かつたと思つた時始めて自分の意識に歸つた。そして邊りの慘狀に氣付いて更に驚き恐しさを感じた。其後時間も過ぎて漸く憂もなくなつた時分、社會のことがそれからと想ひ出されて、吾が知れる人の身の安否を想像して、正門前の一夜は無論まんじりともし得なかつた。喧社會に／＼と晝夜考へ我身の現在が呪はれて、幾夜／＼も男泣きに泣いた。今も尙外の有様が知りたい、せめても自分一家の上だけでもと思はれて聞えて居る。未曾有の地震老いての先きまでの語り草、それが此現在の境遇にあつたのでは人様と語り合ふことも出来ない何と云ふ情ない事であらう。轉た後悔の情を深感せしむるものがある。

終りに如斯喧嘩の場合にもよく沈着にして機に適した處置を取られて吾々を無事にあらしめた任にあつた人々に深く感謝を致します。

(その三)

火宅無常の世界を眼の前に熟々見て自分の無事でありしことを不思議に思ふ位「只無常を念じ慎んで放逸すること勿れ」精神的に再生しました。自分今後生涯を通じての金言を得まして自分一個人として現在に置きましては、却て自分を根本的に改造して呉れたと云ふことの喜びは、地震當時のあの恐ろしさに正比例して自分の胸の中に感じました生涯を通じての一大印象を與へて呉れました。壁は落ちる、起ちても居られず、今にも此家が倒れるかと思ひ外に出るにも出ることも出来ず、最う駄目なのかしらんと覺悟を決めて坐して居た時に、外より開けて頂いた時のことを思へば、否忘れなければ今後尙社會に再び活動する後と雖も如何なる火水の苦みも意に介せず、自分の目的に向つて勇往邁進することが出来ることと思ひ、今より出監後のことを想像して元氣百倍一層當日を待ち焦れる身となりました右の様に感ずると同時に自分は今まで殆んど忘れてゐたかとも思はれる親の恩を思はずには居られません。

地震當時監房内で自分が既に死を決した時と同時に自分

の頭に浮んだのは先づ最初に両親のことでありました。殊に自分の父は半身不隨の身體又日頃病身勝ちな母の事故如何したか逃げたとしても誰が連れて行つたか、若し又露營したとしたならばまゝ其の時の父や母の苦しさは如何であらうかなど、それからそれと走馬燈の様に過去の自分の不幸であつたこと等思ひ出されて、自分露營當夜は眠れることも出来ませんでした。今でも未だ心配で堪りませぬ、露營當夜のあの眞如の月は過去を反省させ、今後未來を照す大光明として、又炎炎天を焼くあの眞麗の如き火の手は無常火宅の世界を現實せしめて、自分に(無常を念じ慎んで放逸なること勿れ)の金言を得せしめた、指導者として自分の胸裡に根源の印象を残して呉れました。今自分の父や母は如何して居られるであらう、次に妻や兄弟等が皆無事であつたから、入監當時父は自分に「氣を付けて行て來い、私は此處に居て毎日佛様にお前の無事なことを願する」と何度も／＼言つて呉れました。其のお蔭にや自分は

最後乍ら地震當時へり吾々の保護の爲めに精神的なる努力心勞なされたる役人の方々に對しても實にお氣の毒であつたと感じ、多大の感謝の意を表しお禮申上します。

◆松山刑務所報告

道敷帝都附近に於ける大震災は九月二日早朝新聞紙號外に依りて報道せられたるも、三日に至るまで半信半疑の裡にあり、漸次事態の容易ならざるを確信するに至りたるを以て、當所に於ては受刑者一同を臨時教誨堂に集め、小官より震火災害の甚大なる狀況、罹災者の慘狀を告知し、兩陛下及攝政殿下の御安泰、深甚なる御軫念、御内帑金御下賜より全國民の義捐救援状態、外國の同情等詳細に訓話し未嘗有の一大國難に對しては舉國一致之が復興の實を擧げざる可からざる今日の場合、受刑者として之に處するの途は義捐も不可能なるを以て、唯能く一層謹慎し改悛の實を擧げ作業に勉勵し縱令「一厘でも」「一毛でも」多くの働きを爲し、國力の増進を図るの外他に方法なき旨を諭したるに、勿論皆々の無事を神や佛に願ひして居る次第であります

一同色を變へて驚愕し、多數は兩眼に涙を浮べ、中には歎

受刑者の美しき心

敬するものさへあり、其後受持看守を経て領置金或は作業賞與金計算高の内より義捐出願者繰出し、出願人員百十五名、此の金額一千三百一圓八十三錢に達したり。其狀況を視るに之等出願者の精神は全く人情美の發露にして何等不純を認めざるを以て、之を抑壓するに忍びず、寧ろ己み難き良心の發動を満足せしむることは彼等自身の改善の爲め必要なりと信じ、結局願意の一部を許容し、領置金に限り歸住旅費及未納に罹る罰金訴訟費用を差引き尙ほ殘餘あるものに對し貳拾錢以上貳圓以下の範圍に於て許可することとしたる爲め右出願者中多數の無資格者を生じ實際義捐を許可せし人員六十四名金額七十一圓貳十五錢（領置金を有せざる爲め領置品賣却を出願し許可せしものあり）にして九月二十日愛媛縣廳内震災臨時救授部に送金を了したり。兩來義捐を許可せられざりし受刑者（領置金は有せざるも多額の作業賞與金計算高を有するものが特に作業賞與金計算高の内より義捐を懇願するもの頗る多く、中には不平を教誨師に訴へる者さへありて其の熱誠ある希望は誠に嘉賞すべきもの有り、殊に今回の變災は國家的非常の場合にし

て常規を以て律す可からざる義に付特に領置金と同様の制限に依り作業賞與金計算高十圓以上を有する者に之を許可することとし、九月二十四日教誨堂に於て小官より一般に示達したる處、一同大に喜び敬禮して感謝の意を表したり翌日迄の出願者百九十四名金額三百二十五圓六十五錢に達したる内、前述の制限に依り調査の結果百七十三名、金額二百九十九圓十五錢（内領置金よりのもの二十二名金額三十三圓三十錢）を許可し、該金員は九月二十八日前記救授部に送付を了したり。

兩來一般受刑者は特に靜肅に謹慎の意を表し居る折柄、各工場に「一厘でも一毛でも」の標語を掲示し、工場教誨の際教誨師をして之に因みたる教誨を爲さしめつゝあり、從て著しく就業狀態に緊張味を帯ぶるに至りたるを認めたり。

追て宇和島、西條兩支所は支所長に命じて所と同様取扱はしめた。

◇網走刑務所報告

今回の東京及近縣の大震災大火災大海嘯の狀況を所長より受刑者一同に聞かせたる處、彼等一同も大に感激し、美しき人情の發露として罹災民に對し心の奥底より純眞の同情を寄せ、或は領置金なり賞與金中より二三圓宛義捐金を送り度しと申出づる者あり、或は衣食住の三つを一時に失へる罹災民の事を思はゞ處遇の不平は少しも言はれず官の處遇を感謝せざるべからずと云ふもあり、或は二重橋前に於て徳川公より皇室の御安泰を聞きて多數の避難民が己を忘れて皇室の萬歳を唱へたる話を聞きて大に感動すると共に、自己の非國民なるを自覺せりと感想を陳ぶるもありて彼等一同も茲に大に反省自覺する處ありたりと思料せられ

藤木氏の懲罰改良意見に對し、小省の赤司六太夫氏奈良の中島卯太郎氏及西大門の村田晚峰氏からの御投稿があつたが、九號の藤木氏の再論にて打切となりましたから兩氏の御寄稿は折角ではあるが掲載を見合すことにしましたから不惡御諒下さる。

震災の爲印刷所焼失しそれで十號及び十一號の發刊が遅れたが、十二號は發刊定日を遅くせな

五木

受刑者の美しき心

日本國首の罪出獄圖文の發生の思

日本固有の假出獄制度と發生の起源

正 木 亮

正木檢事と雜誌中偶々假出獄のことに及びたるに我國には外國制度に感染し居らざる純粹なる我が固有獨特で而も外國にその制度を見ざる數年前に既に假出獄があつた文獻を得たとのことであつたと聞いたので、之を一刻も早く會員諸君に報導したいので、同氏からむりにその資料の一部を請ふて左に掲載することとした。—記者—

日本の現行假出獄制度は一七九一年にオーストラリアに創められたる假出獄制度の流れを汲んで居ることは異論のないところである。明治十三年に發布された舊刑法は佛法系の流れを汲んで假出獄の規定を作つて居るから之又オーストラリアの流れたること疑ない。而して日本の假出獄は右明治十三年の制度が最初であると謂ふ學者がある。獨逸のミツテルマイヤーがその人である。その説によれば日本

は世界で十番目に假出獄を制定したことになる。清水行恕氏の「假出獄制度に就て」といふ論文もミツテルマイヤーと同説である。

岡田朝太郎博士の日本刑法論八一三頁によれば同博士は我國の假出獄制度は明治五年十一月二十九日の監獄則第八條の「准流の囚能く獄則を守り工役を勉むること他囚に勝る者は第一等期限の半を過ぎ特免する特典あり但し徒罪以下年限短き者には此典を施さず終身懲役の者は一等に進むの後三年を経るに非ざれば特典を施すを聽さず」との條文を最初の制定なりと斷定されて居る。

之によれば日本の最初の該制度は西曆一八七二年となりルツェルン、ツツフ、メキシコ(何れも一八七一年)に制定せられたる翌年に定められたこととなり日本は第七位になる。

余輩の研究によれば日本が仁惠を本とする制度なる假出獄の如き、世界に於て如く下位に屬するものではないと確信するものである。又僅かに外國の制度を踏襲して建國以來の人情、風俗、習慣を忘れたる制度に満足するものではないことを信するものである。

故ある哉茲に文獻を求め得て眞に歐風の感染し居らざる純粹なる我が固有の假出獄制度を發見し、從來の諸學者の主張を覆したりと確信するものなるが故に左に之を紹介せんとす。

我が國最初の假出獄制度は享和三亥年即西曆一八〇一年であつてオーストラリアの一七九一年の假出獄が眞の制度に組織せられた一八二二年に先つこと二十一年である。而してバイエルンが一八一三年に不定期刑草案中に規定した假出獄制度に先つこと實に十二年である。故に組織的に假出獄制度が作られたことは蓋し日本を以て世界最初といつてよからう。

余輩今此の光榮多き假出獄制度の濫觴と認むべき一文を掲げんとす。

一、其方共儀無宿の者に付佐洲表に差遣すべき處此度厚き御仁惠を以て寄場人足に致し銘々仕覺候手業を申付候舊來の志を相改め實意に立歸り職業出精いたしもとでも有付候様可致候見元見届候は半年月の多少に構なく右場所を差免し百姓養生のものへは相應の地所下され江戸表

日本固有の假出獄制度と發生の起源

尤公儀よりも職業道具下され候が其始末により相應の御手當可有之候者又御仁惠の旨をも辨ず申付に背き職業不精いたし候か或は惡事等有之に於ては重き御仕置に申付くべきものなり

二、此度人足に申付候上は職業出精いたし渡世を相續可致體に成り候ものは寄場差免し家業可相成程の手當差遣し身寄のものへ引渡し身寄之なきものへは出生の所名主或は地役人に引渡し家業相續致すべき事

三、門外に出づる儀堅く無用たるべき事

四、火の元大切に可致事

此の度御仁惠を以て佐洲并在溜を差免し候上は右の條々し堅く相守り銘々出精致すべきものなり(寛政二年寄場起立御書付其外共、享和三亥年の記録寫)

石川島人足寄場は輕罪又は保安處分に相當するもの、收容所である而して右述べた規則がたとへ刑務所に相當する設備の假出獄でないに雖假出獄の眞髓は上述に出でない。而して右の規則が日本固有の風俗、習慣、家族制度を基礎とし他國の制度を注し居らざることはその全文の通讀によつて明かとなる。

△首相の訓示要旨

(十一月十二日より開會せられたる地方長官會議の席上にて)

今次關東地方震災に付き九重の上に於て念あらせられ優渥なる御沙汰を賜ひ内帑の資

常 識 泉

千一萬圓を下され又帝都復興の詔書を換發せられ更に皇太子殿下の御婚儀も御延期に相成りまして生民の休戚に付き軫慮を憐れませらるゝの深きことは誠に恐懼に堪へざる所であり

【國際協調】諸君我邦は列強と提携協調して常に平和を念とし帝國と締盟各國

【經濟復興】農村の經濟状態改善に就ては農に産業組合中央金庫設立に關する法律も實施されたが政府は更に農村の振興を圖り以て國力の根柢を培ひたいと思つて居ります又一般商工業の發展と海外貿易の隆盛とは今日の場合其の必要特に急切なるを信するのであります。

【思想の取締】多業民衆の生活は猶未だ改善を要するものがあります國民の生活安定し人心の和協を圖るため政府は一面に於て詭激なる思想の傳播を防止し過激なる所爲に出る者に對し嚴なる取締を行ふと同時に社會政策上各般の施設を進めたい考があります尙教育宗教の諸團體が最近著しく力を思想の善導に盡しつつありますことは時勢の推移に鑑み洵に喜ばしき現象であります。

【警察と人權】明年一月一日から實施せらるべき改正刑事訴訟法は多年の經驗に基き手續上の利弊を考察して現行法

との關係は年を追ふて益々親密を加へつゝあります殊に今次の震災に對する世界各國の親厚なる同情は我國國民の深く感銘する所で我國民は永く之を記念すると共に益々國際共存の精神を涵養し各國民間の親善なる友交關係を増進するに努めねばなりません。

【人心の更張】近時社會の人心漸く緊張を缺き風紀弛緩して節制を失ひ安逸を求めんとするの風あるとは予の久しく遺憾とせる所此の際國民精神の振作更張を圖り上下協力以て文化の回復と國力の振興とを期せらるゝの詔書を拜するに至りましたは誠に感激恐懼に堪へぬ所であります此期を一轉機として類風一掃、綱紀肅正、人心作興の實を期せねばならぬ之が爲官職に在る者は特に規律節制ある態度を執り身を持する端嚴且廉潔にし官吏の監督を嚴にして其の賞罰を明にして中央地方相共に官紀を振振として風尚の一新に資せねばならぬ尙之と同時に國本培養の根柢

の不備を補ひ且時勢の進運に伴ひて必要なる規定を設けたのであります各位は司法警察に關する手續が國家社會の安寧秩序を保持する上に於て緊要缺くべからざると同時に人權と密接の交渉あることに顧み管下の司法警察官吏を指導して新法の研鑽と準備とを全からしめ以て實施上萬遺漏なきことを望みます。

△内相訓示要旨

【不撓の精神】本日茲に地方長官各位の御會同を催し一言所信を述ぶるの機會を得ましたことは予の衷心欣幸とする所であります關東地方に於ける今回の大震災災はは帝都を始めとし横濱其他幾多の市邑を破壊し其の大部分は忽ちにして之を焦土と化し去らしましたのであります、其の慘禍の激甚なること其の損害の莫大なること前古未曾有であり之が影響の及ぶ所も獨り震災地

たる教育の振興を圖ることは無論のことである。

【財政の緊縮】財政は歐洲大戰以來急激なる膨脹を來しましたから國費を緊縮節約するが爲既に軍備の縮小整理並一般行政及財政の整理を實行されたのであります而して地方財政に關しましては其の膨脹の度中央財政に比し一層急激顯著なるものがあります國民經濟の上には一大傷痍を與へたるのみならず帝國財政の上にも亦寡からぬ障礙を齎し歳入に著しき缺陷を生ずべきこと明なりと共に震災の救護復興に要する經費は頗る巨額に上る見込でありまして我邦の財政計畫は眞に大英斷を以て茲に更始一新せざるべからざるの必要に迫つたのであります各位は此の重大なる時局に際し官民一致國力の復興を志し地方財政を大整理大緊縮すると共に國民をして奢侈を退け浪費を戒め勤儉貯蓄の美風を振作せしめむことを望むのであります。

方に止まらず帝國の全般に亘つて居るのであります、然るに上は 皇皇の優渥なる御恩澤に浴し外は列國の深厚なる同情と敏活なる救援とを受け内は全國各地に亘りて官民協力一致相繼んで之が救護に盡さるる所あり當該地方人士の奮起と相俟つて應急の救済は迅速に其の緒に就き爾來災害善後の施設も亦著々其の歩を進めて參つて居りますのは寔に喜ぶべき事であり、茲に諸友邦の同情に對して深甚の謝意を表すると共に各位を通じて汎く感激の意を全國國民に致したいと思ひます願ふに今回の變災は慘は固より慘でありましたけれども此の大災厄の試練に際會して國民が示したる不撓不屈の精神はやがて復興の核心を成すものであつて吾人の意を強する所であり、地震災後一般人心は著く緊張を加へ舉國肅然として相警め相共に協力一致して國運の振興に努力せんとするの機運に向つて居るのを見るのであります若し夫れ此の

機を逸せず此の變災を一轉機として多
 年馴致せられたる弛緩浮華の積弊を一
 洗し整實剛健なる國民精神の作興を圖
 り帝國の進運に資するならば是れ所謂
 禍を轉して福と爲すものであります、
 謹で今回煥發せられたる詔書竝に前同
 御下賜あらせられたる帝都復興の詔書
 に於ける聖旨の存する所を按じ奉るに
 深く此の點に御矜念あらせられ此の人
 心を緊張一新すべきの時に於て國民各
 自の深き奥底に潛んで居る健全なる真
 個の國民精神を發揮せしむことを期せ
 させ給ふことと拜察する次第でありま
 す凡そ健實なる國民思想は國家存立の
 基調であつて國民發展の原動力であり
 ますされば健實なる國民思想の涵養は
 爲政者たる者の夙夜之を念とせねばな
 らむ所であります予は各位と共に聖旨
 を奉體し愈々人心を興起せしめ民風を
 振作して此の轉禍爲福の大事業を達成
 したいと思ひます各位能く其の使命の
 大なるに顧み人心啓導の爲に最善の努

力を竭くし以て國民と共に聖旨に答へ
 奉らむことを期せられむことを望みま
 す。
 【自奮自勵】歐米諸國は彼の世界大戰に
 依て國家社會の態様に一大變革を來し
 政治風致に關する各種の新思想を産み
 出したのであります。我邦の思想界も
 亦内外諸般の衝擊を受けて近時急激な
 る變動を來しましたことは争はれぬ事
 實でありまして往々奇矯過激の思想に
 感染し健實なる國民精神の衰頹を疑は
 しむるが如き傾向をも見るのでありま
 す。勿論偏僻固陋の思想に膠著して社
 會の進轉推移と相伴はざるやうであつ
 てはならぬのであります。が之と共に蓋
 に矯激なる思想に雷同するやうなこと
 があつてもならぬのであります。須らく
 共に之を善導して其の歸嚮を愼らしめ
 ないやうにすべきであります。之が爲
 には我が光輝ある歴史の成跡を温ね國
 民精神の由て來る所を明かにし確乎た
 る國民的信念を涵養せしむるやうに勉

むるは最も緊要な事であると信じます
 固より思想の善導は之を口にするこ
 とは容易でありますけれども之を實現せ
 しむることは困難であります。深く社會
 の趨勢を察し思想變遷の由て來る所を
 探究して之に對應するの策を講ぜなけ
 ればなりません。社會の進展に拘らず民
 衆生活の安定を得ざるものがあり物質
 文明が進んでも精神修養は却て閑却せ
 られて來たことなどは共に思想動搖の
 一因として深く省察を加ふべきである
 と思ひます精神修養を盛ならしめるこ
 とに就きましては固より國民の自覺を
 喚起し各自の内面より之に向ふやうに
 促進の方途を講ぜなければならぬ。民衆
 生活の安定を策するに就きましては社
 會政策上必要なる施設を整備せしめ民
 衆の福利増進に資すると共に國民各自
 の自奮自勵に依りて其の經濟力を充實
 せしめ其の地位を向上せしむることに
 勉めなければならぬのであります。(以
 下略)

△十三年度總豫算概

算梗概

十二億七千百萬圓

大藏省發表

大正十三年度歳入歳出概算の大體左の
 如し

歳入	12,700,000,000
經常部	12,600,000,000
臨時部	100,000,000
内	
普通歳入	10,000,000,000
前年度剩餘金繰入	8,600,000,000
計	11,700,000,000
歳出	
經常部	12,000,000,000
臨時部	2,300,000,000
計	14,300,000,000

右歳出を前年度豫算に比較するに
 經常部において

一六,〇〇〇,〇〇〇

の増加を來すも
 臨時部において

一一,〇〇〇,〇〇〇

の減少となるを以て差引

一〇,四〇〇,〇〇〇

の減少なり歳出増加を來せるは主とし
 て政府の義務に屬する經費の増加なり
 右歳入を前年度豫算に比するに

經常部において

臨時部において

計

の減少にして歳出減少額

に比し不足額

一〇,四〇〇,〇〇〇

二四,〇〇〇,〇〇〇

は前年度剩餘金繰入れの増加を以てこ
 れが補填に充當するの計畫なり、以上
 は極めて大體の計算にして實際豫算編
 成に當りては多少の増減を生ずべきの
 みならず形式上自然數字に異動を來す
 を免れず

歳出概算額(單位千圓)

所管	大正十三年	前年度	差引増
度概算額	豫算額	減△	
皇室費	四,500	四,500	—
外務	1,700	1,700	—
内務	4,100	4,100	—
大藏	2,600	2,600	—
陸軍	2,900	2,900	—
海軍	3,600	3,600	—
司法	7,500	7,500	—
文部	7,500	7,500	—
農商務	2,600	2,600	—
逓信	3,700	3,700	—
計	12,000	12,000	—
臨時部	9,500	9,500	—
外務	2,700	2,700	—
内務	5,100	5,100	—
大藏	3,600	3,600	—
陸軍	3,600	3,600	—
海軍	3,300	3,300	—
司法	1,100	1,100	—
文部	1,500	1,500	—

農商務 三、八〇〇、八五八、〇〇〇
 逓信 八、三〇〇、四三〇、〇〇〇
 計 二、五〇〇、三六〇、〇〇〇
 合計 二、七、五〇一、七〇六、一〇〇

△司法省豫算

十二年度實行豫算及十二年度豫算概算
 左の如し

△十二年度成立豫算、經常部二千七百六十六萬二千九百六十四圓臨時部二百三十二萬九千四百八十六圓計二千九百九十九萬二千四百五十一圓中、削減するもの經常部において接待費改正恩給法の結果によるもの△臨時部において新營膳費計約十萬圓繰延するもの經常部△建築費約三十萬圓合計四十萬圓△十三年度概算經常臨

時兩部合計約二千九百九十九萬圓經常部においては刑事訴訟法の實行に依り約十六萬圓を増加するが、臨時部において建築費の繰延、陪審法實施に伴ふ洋航費半減その他に依り、結局約百萬圓の減少を見た、従つて十三年度豫算は計常臨時兩部を合せて約二千八百萬圓である。

△司法省所管復舊費

二百八十萬圓

司法省所管の被害は地方裁判所區裁判所刑務所等の全滅或は大破及び多少共に損害を蒙つたものは横濱地方裁判所同刑務所及び小菅刑務所等の全滅を初め約二十ヶ所に及び之が復舊に關しては目下司法大藏兩省間に交渉中である

が裁判所側の復舊費約百二十萬圓刑務所側約百五十萬圓合計二百七十萬圓を要すべく政府は右復舊費を十二年度追加豫算として議會に要求する旨であるが復舊を要する裁判所及刑務所は左の通りである。

△裁判所側

横濱地方裁判所(バラック式假廳舎)
 小田原、横須賀、北條、木更津各區裁判所(永久的建築)
 甲府、浦和、千葉各地方裁判所 (大修繕)

川越、谷村各區裁判所(同上)

△刑務所側

横濱、小菅兩刑務所、小田原少年刑務所(バラック式假建築)
 市ヶ谷、眞鴨、豊多摩、前橋、千葉、浦和、甲府、水戸各刑務所(大修繕)

大正十二年九月中入出在監並月末在監人員 (△ハ減)

受刑者	元、八八	三、六七	四、七九	元、八八	四、八〇五	△一、〇七二	△三、〇九六
刑事被告人	三、六一	二、八三	二、六五	三、六九	三、六	二、六九三	五七
勞役場留置者	一三三	一六	一六	一三	一三	一六	四△三
乳兒	九	三	三	九	九	一九	〇△一〇

總計	男	女	計
受刑者	四、八五三	一、二五七	六、一一〇
刑事被告人	六、三九八	一、五三三	七、九三一
勞役場留置者	六、七七	一、二五	八、〇二
乳兒	四、二四	一、二五	五、四九
合計	四、八五三	一、二五七	六、一一〇

内朝鮮人受刑者男二一九六人女三人 刑事被告人男一〇人 支人受刑者男四八人 刑事被告人男二七人 露人受刑者男二人 伊人受刑者男一人 葡人受刑者男一人アリ

叙任

叙任

看守長 岡見 敷馬(小樽支所)

同 根田 康治(秋田)

同 伊藤 菊治(札幌)

同 江口 康則

任保健技師十一級俸下賜命山口刑務所勤務

東鴨教誨師 島山 圓諦

任教誨師十級俸下賜命東鴨刑務所勤務

沖繩教誨師 長守 覺音

任教誨師十級俸下賜命沖繩刑務所勤務

旭川教誨師 小笠原覺雄

任教誨師十級俸下賜命旭川刑務所勤務

青森教誨師 眞田 英道

任教誨師十一級俸下賜命青森刑務所勤務

奈良教誨師 三島 智盛

任教誨師十二級俸下賜命奈良刑務所勤務

給六級俸 死亡 司法屬 星 哲

命休職 命鹿兒島刑務所勤務 典獄 香川又二郎(鴨)

給六級俸補大島支所長 看守長 中島新吉(大島支所)

依願免本官 同 藤 勝熊(鹿兒島)

任保健技師十級俸下賜命岩國少年刑務所勤務

看守長 齋 和男(姫路少年)

給七級俸命秋田刑務所勤務 看守長 阿部 年吉(宮城)

看守 高橋 武雄(秋田)

任看守長給八級俸命宮城刑務所勤務

看守 南條 正巳(横濱)

任看守長給九級俸命名古屋刑務所勤務

看守長 愛甲 長藏(静岡)

命小菅刑務所勤務 看守長 山本己之吉(旭川)

給月六三圓命小菅刑務所勤務

命市谷刑務所勤務 同 夏目善太郎(長野)

命 鴨刑務所勤務 同 北岡 重氏(小倉)

命 命豐多摩刑務所勤務 同 中村 利義(甲府)

給七級俸命小六刑務所勤務 同 大田 利八(宮崎)

任看守長給五級俸命静岡刑務所勤務

元典獄補 求 檜松

看守 川口 隆(小田原少年)

第二條 拘留監ニハ管形ノ執行ヲ受クヘキ者ヲ留置スルコトヲ得

第三條 新ニ入監スル者關東長官ノ指定スル傳染病ニ罹リタル者ナルトキハ之ヲ入監セシメサルコトヲ得

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●司法省告示第四十一號(大正十二年十月二十九日)

大正十一年十月司法省告示第四十一號中静岡刑務所ノ項沼津支所ノ位置 静岡縣駿東郡沼津町ニテ 静岡縣沼津市ニ改ム

●司法省行刑局行甲第一六〇號(大正十二年十月廿六日行刑局長通牒)

受刑者釋放通知ニ關スル件通牒

刑務所長宛

別途送付ノ自大正十一年四月至同十二年五月刑期別改後狀態及釋放通知調ニ依ルニ改後ノ狀無キ者ニシテ警察官署ヘ通知セサルモノアリ殊ニ改後ノ狀認メ難キ者ニ付テハ全然通知セサルカ若ハ大部分通知セサルモノ有之右ハ釋放者ノ一部ニ付テノ統計ニ過キサルヲ以テ一般ノ取扱振テ推知スルコトヲ得ヘキモノ有之候凡ソ適切ナル行刑ノ下ニ刑罰ヲ終ヘ猶且改後ノ狀認メ難キ者ノ如キハ畢竟再犯ニ陥リ易

勅令通牒

●勅令第四百六十一號(大正十二年十月二十六日)

關東監獄令

第一條 關東州ニ於テ監獄ニ關スル事項ハ本令ニ定ムルモノヲ除クノ外監獄法ニ依ル但シ同法中主務大臣トアルハ關東長官、裁判所トアルハ關東廳法院、判事トアルハ關東廳法院判官、檢事トアルハ關東廳法院檢察官トス

勅令通牒

キ感アルモノト認ムルヲ相當トスヘク釋放通知ニ關スル大正十一年九月二十八日行甲第一四二四號訓令及通達ノ趣旨亦茲ニ存スル次第ニ候條爾今改悛ノ狀無キ者及其ノ狀認め難キ者ト認定シタル者ニ付テハ一切之ヲ警察官署ニ通知スルコトニ御取計相成候様致度候

●司法省行刑局行甲第一六二一號 (大正十二年十月二十七日) 司法省行刑局長

指紋原紙作成ノ件

遭般ノ震災ニヨリ指紋原紙警視廳ニ保管中ノモノ大部分燒失ニ付之ヲ補填ヲ要シ候ニ付テハ左記ニヨリ作成シ本年十二月三十一日迄ニ釋放スヘキ者ニ付テハ十一月申ニ其ノ後ノ釋放者ニ付テハ之ヲ二分シ遅クモ大正十三年六月申ニ完了從來ノモノト區分明記ノ上提出相成度之ニ要スル指紋原紙ハ追テ警視廳ヨリ直送ノ筈ニ有之候

記

- 一、大正十二年十一月十日現在懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル受刑者ニ付テハ左記ニヨル
- イ、大正十一年十二月十五日ヨリ引續キ在所セル者ニ付テハ指紋原紙一枚作成ノコト
- 但分類番號ハ記入ニ及ハス
- ロ、大正十一年十二月十六日以後ノ入所者ニ付テハ指紋

刑務局長宛

收容者ノ裁服器具設備程度中追加ノ件

依命通達

標記ノ件ニ關シテハ明治三十九年九月監甲第六一八號ヲ以テ依命通達相成候得共實施上尙不便ヲ感シ疑問ヲ生スル場合モ鈔カラサルヲ以テ同通達備考第五項乙ノ次ニ左ノ二項ヲ追加候條右ニ御了知相成度候

左

- 丙、季節ニ依リ給ノ必要ナキ場合ハ單衣ニ褌袴ヲ襲着セシムルモ妨ナシ
- 丁、短單衣ノ「ユキ」ハ必要ニ應シ一尺三寸ニ短縮スルコトヲ得但季節ノ關係作業ノ種類等ニ依リ更ニ之ヲ伸縮スル時ハ情ヲ具シ認可ヲ受クルコト

●司法省行刑局行甲第一七一三號 (大正十二年十一月九日) 司法省行刑局長通達

刑務所長宛

收容者ニ對スル齒科治療ニ關スル件通達

收容者ニ對スル齒科治療ハ口腔衛生上忽ニシ難キ所ナルモ近來較モスレハ之カ爲ニ多額ノ携有金ヲ消費シ殊ニ甚シキハ作業賞與金ノ全部ヲ充當シ尙且不足ヲ告ケタル事例モ有之候固ヨリ疴狀ノ輕重治療ノ難易等ニ依リ出費一律ナラスト雖之レ概シテ收容者ノ通有性タル一種ノ衝氣ヨリ殊更貴

原紙三枚作成ノコト

但一通ハ分類番號ノ記入ヲ省略スル外指紋原紙取扱規程(以下規定ト稱ス)第十五條ニヨリ各欄ノ記入ヲ要スルモ他ノ二通ハ氏名欄ノ記入及氏名ヲ自署セシムル外之ヲ省略スルコト

一、大正十二年十一月十日以後ノ再入所者ニ對シテハ規定ニヨル外

イ、大正十一年十二月十五日在所シ大正十二年十一月九日以前ニ出所セル者ニ付テハ規定第八條第一項第一號ノ例外トシテ指紋原紙一枚作成ノコト

但分類番號ノ記入ヲ要セス

ロ、大正十一年十二月十四日以前ニ警テ受刑在所セシ者及大正十一年十二月十六日以後入所シ大正十二年十一月九日以前ニ出所セシ者ハ指紋原紙三枚作成ノコト

但内容ノ記載ハ一ノロ但書ニ同シ

以上ニヨリ再作成済ノ上ハ爾後再入ノ場合ニ付テハ總テ規程ニ據ルモノトス

三、本通達ノ原紙ヲ作成シタル時ハ身分表紙裏面ニ副本再作成済ナルコトヲ明記シ取扱者ニ於テ捺印ノコト

●司法省行刑局行甲第一六九二號 (大正十二年十一月八日) 司法省行刑局長通達

金屬ヲ選擇シタル等ノ事情ニ匪因スル場合多キ様認メラレ候若シ新ノ如キ傾向ヲ默許スルニ於テハ收容者教化上憂フヘキ弊風ヲ助長シ將來容易ニ矯メ難キ惡習ヲ貽スコト、可相成候條向後齒牙疾患ノ治療ヲ請フ者アラハ其疴狀ヲ嚴密ニ診査シ口腔衛生上必要アリト認メタル場合ニ限り左記條件内ニ於テ治療セラレ度候

左 記

- 一、齒痛ハ可及的速ニ治療ヲナスコト
- 二、充填ハ護謨セメント又ハ銀ヲ用フルコト
- 三、齒冠ハ銀タルコト
- 四、義齒ハ磁製タルコト

彙

報

◆輔成會より被害保護會に 助成金交付

十月十五日輔成會は左記震災被害保護會當事者ヲ招き會長より十分奮勵努力あらんことの希望及此際ノ注意すべき事項を述べ、復舊費の補助として夫々左記金額を交付し、獎勵する所あり。

一五〇日東京自立會 三五〇日興 仁 會

- 三〇〇 佛教慈濟會 三〇〇 救世軍婦人
- 五〇〇 眞 哉 會 三〇〇 齋 修 會
- 二〇〇 報 効 會 二〇〇 日蓮宗慈濟會
- 一〇〇 八王子扶養園 廣 濟
- 一〇〇〇 幼年保護會 八〇〇 修道保護會
- 三〇〇 佛教慈德會 琦 玉
- 二〇〇 自 彊 會 二〇〇 川越就實園

廣島刑務所尾道支所入佛

式概況

同支所は豫て新築中の所今般教誨堂落成し、本派本願寺より龕に尊像並に宮殿佛具等の寄贈あり。尙須彌壇輪燈其他の佛具は市内有志者の寄贈により茲に佛前の莊嚴亦全く成就せるを以つて、十一月四日入佛式慶讃法會を修行せり。當日は本派本願寺より執行所贊事梅山英夫師參向本所より津路所長織田教務主任横田文書主任出張、來賓としては檢判事、吉岡尾道市長代理、大西市會議長、各學校長、辯護士、新聞記者其他有志者及び市内各宗僧侶二十余名を通じて参加者六十有余、式は午後一時奥山支所長の訓授、本所長津路典獄の式詞朗讀に始まり次で友好教誨師は佛前に

進みて恭しく佛殿を開扉し、續いて織田教務主任導師となり、表白文を捧げ崇嚴なる入佛式慶讃法會讀經作法(繞堂)に入る。各宗寺院住職の纏へる禮裝に佛光照耀し金色燦として身俗塵にあるを忘れしむ。讀經後導師僧侶來賓職員在監者總代の順に燒香を終り續いて本願寺使僧、佐伯尾道各宗協會長、岡田保護會長、吉岡市長代理、大西市會議長等の祝詞、奥山支所長の答詞、本願寺使僧の懇篤なる教誨あり。一同感涙に咽びて午後三時式を終る。

當日は日曜日なる上好晴なりしを以つて尾道驛に尊像を奉迎せし頃より沿道の市民諸所に塔を作して法遊行列を迎ふ。蓋し當地稀なる盛會にして且有意義の舉式なりき。

熊本刑務所收容死亡者追弔會概況

大正十二年九月廿四日午前九時三十分開始當所收容死亡者追弔會を當教誨堂に於て施行せり。當日は來賓として熊本醫科大學解剖學主任教授佐々木博士其他臨席、尙ほ大谷派本願寺熊本出張所村上教務所長並に役僧出仕し、席定る。先づ教務主任は總囚に對し追弔會舉行の次第を告示し、次に法要勤修あり。終りて所長津路朗讀並に燒香續いて來賓及職員の燒香あり。此時受刑者總代にも亦燒香を爲さし

めたり最後に導師の教誨を施行せるに一般列席受刑者は終始靜肅を保ち何れも謹慎傾聽の狀を呈し、追憶感動の念極まつて轉暗涙に咽ぶものあるを見受けたるが、午前十一時全く式を了へたり。

朝鮮刑務所長會議

刑務所長會議は十月二日より五日間總督府にて左の日程に依り開催された。第一日は總督上京不在の爲總監に於て別項訓示を代讀午後横田前法務局長並松寺局長の挨拶があつた。第五日には中村高等法院檢察事より刑務に關する希望事項及笠井非高等法院檢察事の歐州刑務所の視察談ありて、閉會した。

- 日程 自午前九時至正午 自午後一時至四時
- 第一日 總督訓示管内狀況報告 法務局長注意
- 第二日 諮問事項答申 提出意見陳述
- 第三日 提出意見陳述 本願寺追弔會參列
- 第四日 共進會開會式參列 提出意見陳述及協議
- 第五日 中村檢察事長希望事項 笠井檢察視察談

齋藤總督訓示

茲ニ各位ヲ會同シ親シク所懷ヲ述フルノ機會ヲ得タルハ欣幸トスル所ナリ
刑務ハ各位ノ努力ニ由リ漸ク其ノ進歩ノ速ヲ認ムト雖近

時世進ノ進展ハ著シク庶政ノ刷新ヲ促シ刑政ノ改良亦一日モ緩ウスヘカラサルモノアリ罷ニ監獄ノ名稱ヲ刑務所ト改メテ職員ノ待遇ヲ高メ又新ニ少年監ヲ設ケ日諸法令ノ改廢ヲ行ヒタル所以ノモノハ實ニ刑務ノ刷新ヲ期セムトスルニ外ナラス各位宜シク思フ茲ニ致シ舊套ヲ脱シテ新境ニ就キ克ク部下職員ノ智徳ヲ練磨シテ人格ノ陶冶ヲ謀ルト共ニ遍ク各囚ノ個性ト性情ト歸納トヲ察知鑑別シテ處遇ノ改善ヲ期シ刻苦精勵以テ其ノ實績ヲ擧ケラレムト望ム

最近經濟界ノ動搖著ルシク殊ニ關東震災ノ後ヲ承ケテ更ニ一層其ノ甚シキモノアルヲ信ス其ノ結果作業ノ經營ニ影響スル所夥カラサルヘシ各位ハ常ニ其ノ趨勢ヲ察シ需用供給ノ關係ヲ知悉シテ緩急事ニ應シ施爲計畫其ノ宜ヲ制スルノ注意アルヲ要ス

醫務及教務ハ刑務行政中重要ナル事項ニ屬スルヲ以テ曩ニ醫務ノ調査ニ囑託員ヲ置キ教務亦刷新ノ途ヲ講シツツアリ各位ハ當該職員ヲ將勵シ慎重考究力ヲ其ノ改善ニ致サルヘシ

香川又二刑務所監事概況

釋放者保護事業ハ刑政ノ成果ニ至大ノ關係ヲ有スル所ニシテ比年改良發達ノ見ルヘキモノアルハ欣快ニ堪ヘス然リト雖仔細ニ其ノ施爲ノ實狀ヲ察スルトキハ尙改良ノ餘地尠シト共ニ一般公衆ヲシテ斯業ヲ切實ナル指導トニ努ムルト共ニ一般公衆ヲシテ斯業ヲ精神ヲ諒解セシム以テ益保護ノ實績ヲ擧ケ刑政ノ完美ヲ期セラレムコトヲ望ム

日本法政新誌

定價一冊 五十錢 郵稅一錢五厘
東京神田三崎町日本大學內
日本法政學會發行

- (號 月 二 十)—
- | | |
|-----------------------|------------|
| 填補賠償請求の可否…………… | 法學士 岡村 玄治 |
| モラトリウム…………… | 法學士 大竹 虎雄 |
| 中世教會史要領…………… | 文學士 佐々木 英夫 |
| ライブニツツと法律學の哲學的論證…………… | 法學士 船田 享二 |
| 歐州文藝思潮の源泉…………… | 文學士 大宮 健太郎 |

發賣所

東京神田

一ツ橋通 有斐園書店
今川小路 清水書店

其他市內著名雜誌店